

令和元年度内閣府本府政策評価実施計画

平成31年 3 月 26日
内閣総理大臣決定
令和 2 年 5 月 14日
一 部 改 正

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、令和元年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和元年度の1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

(1) 内閣府本府政策評価基本計画（平成29年3月24日決定。以下「基本計画」という。）の対象とした政策のうち本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第1号に区分されるもの）

（ア） 政策評価体系に基づき対象とする政策

別紙1

（イ） 規制に係る政策

該当なし。

（ウ） 租税特別措置等に係る政策

該当なし。

(2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第2号に区分されるもの）

該当なし。

(3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第3号に区分されるもの）

該当なし。

3 評価の実施方法等

2に掲げられた政策について、基本計画で定められた実施体制の下で、計画期間終了後速やかに事後評価を行うこととする。その際の実施方法等は以下のとおりとする。

大臣官房政策評価広報課（以下「政策評価広報課」という。）は、提出された評価書について審査を行った上で、政策評価書（案）を作成し、内閣府本府政策評価有識者懇談会等を経て、公表する。

(1) 政策評価体系に基づき対象とする政策

個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）は別紙2に掲げられた政策について、別紙3の様式に基づき政策評価を実施し、評価書の案を作成する。

評価方式は実績評価方式を基本とするが、別紙4に掲げる施策については、総合評価方式とする。

各部局の総務課等（以下「政策評価担当課等」という。）は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

調整部局（予算、法令、組織・定員、税制、その他政策の企画立案に関する府全体の調整を担当する部局をいう。）は、政策評価の結果を予算要求等において活用することとする。

(2) 規制に係る政策

政策所管課等は規制に係る政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。政策評価担当課等は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

政策所管課等においては、政策評価書を規制の改廃を判断する根拠等として活用することとする。

(3) 租税特別措置等に係る政策

政策所管課等は租税特別措置等に係る政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。政策評価担当課等は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

大臣官房企画調整課は、政策評価広報課から政策評価書の提供を受け、それを税制改正要望において活用することとする。

4 その他

本計画期間の政策評価の実施に当たっては、2以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

内閣府本府政策評価体系(事後評価の対象となる令和元年度実施政策)(別紙1)

政策	施策	部局名	施策の 通し番号	
1. 適正な公文書管理の実施	①公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	大臣官房公文書管理課	1	
	②公文書管理の適正確保のための監察等の実施	公文書監察室	2	
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	①重要施策に関する広報	大臣官房政府広報室	3	
	②国際広報の強化		4	
	③世論の調査		5	
3. アイス施策の推進	①アイス施策の推進	大臣官房アイス施策推進室	6	
4. 経済財政政策の推進	①政府調達に係る苦情処理	政策統括官(経済財政運営担当)	7	
	②対日直接投資の推進		8	
	③道州制特区の推進		9	
	④地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援		10	
	⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)		11	
	⑥市民活動の促進		12	
	⑦「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援の推進		13	
	⑧民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用		14	
	⑨内外の経済動向の分析		政策統括官(経済財政分析担当)	15
	5. 地方創生の推進		①「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進	地方創生推進室
②都市再生安全確保計画の策定の促進		17		
③地方創生リーダーの人材育成・普及の推進		18		
④地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進		19		
⑤国家戦略特区の推進		20		
⑥中心市街地活性化基本計画の認定		21		
⑦構造改革特区計画の認定		22		
⑧地域再生の推進		23		
⑨総合特区の推進		24		
⑩地方版総合戦略に基づく取組の推進		25		
6. 地方分権改革の推進	①地方分権改革に関する施策の推進	地方分権改革推進室	26	
7. 地域経済活性化事業等支援政策の推進	①「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進	地域経済活性化支援機構担当室	27	
8. 科学技術・イノベーション政策の推進	①原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等	原子力政策担当室	28	
	②科学技術イノベーション創造の推進	政策統括官(科学技術・イノベーション担当)	29	
9. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	①化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理	遺棄化学兵器処理担当室	30	
10. 防災政策の推進	①防災に関する普及・啓発	政策統括官(防災担当)	31	
	②国際防災協力の推進		32	
	③災害復旧・復興に関する施策の推進		33	
	④地震対策等の推進		34	
	⑤防災行政の総合的推進		35	
11. 原子力災害対策の充実・強化	①原子力防災対策の充実・強化	政策統括官(原子力防災担当)	36	
	②原子力被災者生活支援の推進	37		
12. 沖縄政策の推進	①沖縄政策に関する施策の推進	政策統括官(沖縄政策担当)・沖縄振興局	38	
13. 共生社会実現のための施策の推進	①子ども・若者育成支援の総合的推進	政策統括官(共生社会政策担当)	39	
	②青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)		40	
	③高齢社会対策の総合的推進		41	
	④バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等		42	
	⑤障害者施策の総合的推進		43	
	⑥交通安全対策の総合的推進		44	
	⑦子どもの貧困対策の総合的推進		45	
	⑧青年国際交流の推進		46	
14. 男女共同参画社会の形成の促進	①男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進	男女共同参画局	47	
	②仕事と生活の調和の推進		48	
	③東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業		49	
15. 食品の安全性の確保	①食品健康影響評価技術研究の推進	食品安全委員会事務局	50	
	②食品安全の確保に必要な総合的施策の推進		51	
16. 公益法人制度の適正な運営の推進	①公益法人制度の運営と認定・監督等の実施	公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室	52	
17. 経済社会総合研究の推進	①経済社会活動の総合的研究	経済社会総合研究所	53	
	②国民経済計算		54	
	③人材育成・能力開発		55	
18. 迎賓施設の適切な運営	①迎賓施設の適切な運営	迎賓館	56	
19. 宇宙開発利用に関する施策の推進	①宇宙開発利用の推進	宇宙開発戦略推進事務局	57	
20. 北方領土問題の解決の促進	①北方領土問題解決促進のための施策の推進	北方対策本部	58	
21. 子ども・子育て支援の推進	①子ども・子育て支援の推進	子ども・子育て本部	59	
	②子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進		60	
	③特定教育・保育施設等利用の推進		61	
	④地域における子ども・子育て支援対策の推進		62	
22. 有人国境離島政策の推進	①有人国境離島政策の推進	総合海洋政策推進事務局	63	
23. 国際平和協力業務等の推進	①国際平和協力業務等の推進	国際平和協力本部事務局	64	
24. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	①科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	日本学術会議事務局	65	
25. 官民人材交流センターの適切な運営	①民間人材登用等の推進	官民人材交流センター	66	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(別紙2)
(内閣府1-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	担当部局名	大臣官房公文書管理課
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管や適切な保存及び利用等がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。	政策体系上の位置付け	適正文書管理の実施
施策の目標 (最終アウトカム)	公文書管理制度の推進により、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようになる。	事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定) (抄) 第2章5.(4)③文化芸術立国の実現 国立公文書館について、新たな施設の建設に向けて取り組み、その機能を充実させる。

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 当該年度末時点で行政機関において管理する全行政文書ファイル等のうち、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)を設定した行政文書ファイル等数の割合(%)	93.8%	27年度	93.8%	27年度	91.9%	93.8%	94.6%	95.0%	96.0%	公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第5条第5項においては、行政機関が作成又は取得した行政文書等ファイルについて、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されている。 これは、公文書管理法制定時に、同法が掲げる「行政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようになる」との目的に資する重要なポイントとして新たに導入されたものであり、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、当該行政文書ファイル等の内容を最もよく熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的としている。 したがって、行政文書ファイル等におけるレコードスケジュールの設定割合は、公文書管理制度の浸透及び運用状況を確認する上で有効な指標であるほか、これを安定的に高水準で維持することは、歴史公文書等の国立公文書館等への確実な移管を推進するものと考えられる。このようなことから、当該指標を設定した。 ※目標値については、次期内閣府本府政策評価基本計画策定時に、実績を踏まえ、再度検討する

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 公文書管理推進経費 (平成24年度)	-	5	2	2	11	政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正文書管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。
2 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度)	0001	100	156	19	16	※行政事業レビューとの連携上記載する。 憲法を始めとする歴史公文書の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から幅広い調査検討を行う。これにより、民主主義の根幹を支える基本インフラである歴史公文書等を適切に管理・保存し、利活用していくための環境整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくことに資する。
計		105	158	21	27	
		87	104	1		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-2(政策1-施策②))

施策名	公文書管理の適正確保のための監察等の実施		担当部局名	公文書監察室
施策の概要	各府省の行政文書の管理の在り方について、実態を調査することにより、不適正な取り扱いのチェックに加え、課題や好事例を抽出し、文書管理事務・制度全体の改善につなげる。		政策体系上の位置付け	適正な公文書管理の実施
施策の目標 (最終アウトカム)	文書管理のPDCAサイクルの確立及び政府全体で共通一貫した文書管理への考え方の転換		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議)	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定性的指標	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠
	① 各府省への監察の実施	各府省への監察の的確な実施	令和元年度	本施策は、各府省の行政文書の管理の在り方について、実態を調査することにより、不適正な取り扱いのチェックに加え、課題や好事例を抽出し、文書管理事務・制度全体の改善につなげることを内容とするため。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 実地調査を実施した箇所数	-	-	-	-	-	本施策は、各府省の行政文書の管理の在り方について、実態を調査することにより、不適正な取り扱いのチェックに加え、課題や好事例を抽出し、文書管理事務・制度全体の改善につなげることを内容とするため、各府省の文書管理の現場に向いて調査を行った箇所数の実績値は、本施策の目標の達成の程度を図るうえで、参考となると考えるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 -	-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	-	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-3(政策2-施策①))

施策名	重要施策に関する広報	担当部局名	大臣官房政府広報室
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。	政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
施策の目標 (最終アウトカム)	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。	事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	実施した広報に対する国民の理解度等を把握することにより、政府広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、重要施策に関する国民の理解と協力を得ることを目指す。	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
						令和元年度	令和元年度	令和元年度	令和元年度	令和元年度	
①	重要施策に関する広報理解度(テレビ)	78.5	30年度	基準値以上	令和元年度	81.0	77.6	88.5	88.7	81.8	・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・放送媒体の主要メディアであるテレビについて、株式会社テレビCMに関する調査「テレビCMカルテ」における「内容理解度」(CM認知者ベース)を指標とする。目標値は「テレビCMカルテ」のデータにおける、全社平均(平成30年度末時点)を超える目標を設定する。
②	重要施策に関する広報理解度(新聞・記事下)	83.7	30年度	基準値以上	令和元年度	76.1	87.4	87.9	89.4	91.1	・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・出版媒体の主要メディアである新聞(記事下広告)について、株式会社リサーチ社の新聞広告に関する調査「J-MONITOR」における「広告理解度」(広告接触者ベース)を指標とする。目標値は「J-MONITOR」のデータにおける、民間の会社も含めた全社平均(平成30年度末時点)を超える目標を設定する。
③	ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数	24,036,134	30年度	対前年度実績以上	令和元年度	29,181,969	34,070,163	35,047,361	40,572,261	24,036,134	・インターネット媒体における効果を測定するため、政府広報の基幹媒体(政府広報における広報物からの誘導先及び広報物の最終格納場所)であるポータルサイト「政府広報オンライン」での、当該年度の総ページビュー数を測定指標とする。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 放送諸費 (昭和24年度)	0002	452 531	517 665	495 675	334	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の共同利用媒体としてテレビCMスポット、BSテレビ番組、ラジオ定時番組を確保したうえで、広報を効率的・機動的・重点的に実施。 ・接触率が高く、幅広い層への即効的な認知獲得が可能なテレビや、習慣的な視聴による深い接触が可能なラジオを活用し、効果的・効率的な広報を実施することにより、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。
2 出版諸費 (昭和24年度)	0003	2,180 2,206	757 729	759 762	759	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の共同利用媒体として新聞等を確保したうえで、広報を効率的・機動的・重点的に実施。 ・国民各層が幅広く接触し情報信頼度の高い新聞を活用し、効果的・効率的な広報を実施することにより、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。
3 事業諸費 (昭和24年度)	0004	1,791 1,738	3,079 2,989	3,202 3,047	3,349	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の共同利用媒体としてインターネット媒体を確保した上で効率的・機動的・重点的に実施。 ・新聞記事下広告や雑誌、インターネットなど各種メディアを効果的・効率的に活用した広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。
4 政府広報ホームページ 事業諸費(平成14年度)	0005	114 113	185 155	128 125	145	・政府のオフィシャルサイトとして、政府の重要施策に関する情報を分かりやすく提供するため、「政府広報オンライン」及び「政府インターネットテレビ」等の運営及びそのためのシステムの運用管理を実施。 ・当該サイトを効果的・効率的に運営・運用していくことで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。
5 戦略的広報経費(国内) (平成28年度補正)		2,206 2,186				・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効率的・効果的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。
6 戦略的広報経費(国内) (平成29年度補正)			1,363 1,247			・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効率的・効果的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。
7 戦略的広報経費(国内) (平成30年度補正)	0006			2,016 1,975		・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効率的・効果的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。
計		6,743 6,774	5,901 5,785	6,600 6,584	4,587	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-4(政策2-施策②))

施策名	国際広報の強化		担当部局名	大臣官房政府広報室
施策の概要	我が国のグローバルな活動を推進するため、親日感の醸成等を図るとともに、最近の我が国の領土・主権を取り巻く情勢等を踏まえ、事実関係に関する正しい認識を広め、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透を図る。		政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
施策の目標 (最終アウトカム)	米国をはじめとする主要国における政財官学のオピニオンリーダー等の間において、我が国への好感度を上げるとともに、事実関係に関する正しい認識を広め、我が国の基本的立場や政策に関する理解度を上げる。		事後評価実施予定時期	令和3年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	対象地域や対象層毎に定量・定性指標を活用し、親日度・知日度の変化を検証。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 我が国に対する理解度	37.6%	26年度	45.0%	令和2年度	37.6%	35.8%	61.0%	60.5%	56.6%	・国際広報が日本に対する理解度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層(注:20~60代の大学卒業以上、世帯年収10万米ドル以上。ただし、行政・広告業・調査業関係者は除く。)の、我が国に対する理解度を測定指標とする ・目標値については、平成27年度と同様にCM出稿などの取り組みを継続し、東京オリンピックのある2020年(令和2年)までに理解度45%を達成するとした
② 我が国に対する好感度	52.0%	26年度	60.0%	令和2年度	52.0%	45.8%	78.0%	77.1%	76.5%	・国際広報が日本に対する好感度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層の、我が国に対する好感度を測定指標とする ・目標値については、上記と同じく、CM出稿などの取り組みを継続し、令和2年までに好感度60%を達成するとした

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 重要事項に関する戦略的国際広報諸費	0008	3,598	3,598	3,598	3,602	昨年度に引き続き、国際情勢に応じた多様な広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を行うことで、我が国の基本的立場や政策について正しい認識の促進及び理解の浸透を図る。
		3,542	3,510	3,527		
2 戦略的広報経費(国際) (平成30年度補正)	007			1,330		平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東地震等の自然災害の被災地の復旧・復興の状況等を広く周知し、被災地の観光や経済等についてのイメージの向上を図ることにより、地域経済の再生を促進する。また、欧米の意思決定層に対し消費税増税による日本経済・景気への悪影響が極力生じないように配慮することを示し、アベノミクスをはじめとした我が国の政策及び実績を効果的に広報することにより、日本経済のイメージの向上を図る。
				1,327		
3 戦略的広報経費(国際) (平成29年度補正)			755			緊迫する北朝鮮情勢を踏まえ、我が国が国際社会と協調して諸問題に取り組む国であることを強力に発信することで、我が国への理解度・好感度を向上させ、国際社会の信頼を高めることをもって我が国の安全保障に資する国際広報を行う。
			755			
4 戦略的広報経費(国際) (平成28年度補正)		960				英国のEU離脱や新興国経済の低迷等、世界情勢が不透明化する中、日本経済に対する信認を高め、経済成長を促進するため、我が国の経済政策や対日投資促進策等に関する新聞・ウェブ広告、動画の制作・拡散等を行う。
		929				
計		4,558	4,353	4,928	3,602	
		4,471	4,265	4,854		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-5(政策2-施策③))

施策名	世論の調査		担当部局名	大臣官房政府広報室
施策の概要	世論調査等の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表するとともに、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見・要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資する。		政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
施策の目標 (最終アウトカム)	<ul style="list-style-type: none"> ・「骨太の方針」等の政府の重要決定に盛り込まれた政策課題に係るテーマを選定するなどして、世論調査の結果が有効に活用されるものとなるよう、各府省との連携を強化する。 ・国民の意見・要望等を的確に把握し、関係府省に提供する。 		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び能率化と行政費の軽減等をはかることができる。	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	各府省の審議会・白書などでの世論調査結果引用回数に対する調査件数比	153%	30年度	100%以上	令和元年度	217%	137%	141%	133%	153%	世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は当該年度調査件数以上と設定した。
2	世論調査ホームページPV数	4,894,811	30年度	対前年度以上	令和元年度	-	-	-	-	4,894,811	政府機関、民間研究機関、国民などの関心および利用状況を測る指標として設定。30年度から新たに指標にしたため、30年度の値を基準値とし、次年度以降は前年度値を上回ることを目標とする。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 調査結果の公表報道記事(新聞主要6紙の紙面及びネット)件数	-	-	-	-	73	世論調査が国民に周知されているかを測る指標として、30年度から設定。全ての報道をカバーするのは難しく、主要6紙に絞った限定的なものであるため参考指標とする。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 世論調査等諸費 (昭和22年度)	0009	160	160	160	160	世論調査のテーマは各府省庁の要望等に基づき、政府の主要施策との関連、施策への具体的な利活用、当該年度に実施する必要性等の観点から検討し、選定している。調査票等は、希望があった府省庁と協議して作成している。調査結果は、記者レクを行うとともにホームページに掲載している。調査は、一般競争入札で選定された民間事業者へ委託して実施しており、原則として全国18歳以上の者(平成27年度までは原則として20歳以上)から対象者を無作為に抽出し、調査員が個別に訪問し意見を聴取する手法で実施している。
		139	161	158		
計		160	160	160	160	
		139	161	158		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-6(政策3-施策①))

施策名	アイヌ施策の推進		担当部局名	大臣官房アイヌ施策推進室
施策の概要	アイヌ政策推進交付金実施要綱等に基づき、交付金を交付する。		政策体系上の位置付け	アイヌ施策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、市町村が自主的・主体的に実施する、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策(以下「アイヌ施策」という。)の推進に必要な事業を安定的かつ継続的に支援する。		事後評価実施予定時期	令和6年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第10条第2項第2号及び第15条	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	アイヌ政策推進交付金対象事業について、市町村が設定した目標の達成割合(%)	-	-	75%	令和5年度	-	-	-	-	-	本交付金事業における目標は、アイヌ施策の推進に必要な事業の進捗状況を把握するための指標であるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 アイヌ政策推進交付金 (令和元年度)	新31-0001	-	-	-	1,000	アイヌ政策推進交付金により、市町村が自主的・主体的に実施するアイヌ施策の推進に必要な事業を安定的かつ継続的に支援する。
		-	-	-		
計		0	0	0	1,000	
		0	0	0		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-7(政策4-施策①))

施策名	政府調達に係る苦情処理		担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	政府調達苦情申立てに対して適切に対応する。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日閣議決定)において、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進することが定められている。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	苦情申立てが行われた案件のうち委員会の提案を関係者が受け入れた件数の割合	-	-	100%	-	100% (申立て2件)	- (申立て0件)	- (申立て0件)	- (申立て0件)	100% (申立て1件)	政府調達苦情検討委員会に申し立てられた政府調達に関する苦情については、同委員会の公平・中立な立場からの検討結果である提案を苦情申立人、調達機関、利害関係者が受け入れることが望ましい。このことから当該指標を設定した。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 苦情処理件数	2件	0件	0件	0件	1件	政府調達に係る苦情処理についての状況を表すのに有効であるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
政府調達苦情処理の推進に必要な経費 (平成8年度)	0010	3	3	3	3	・政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において苦情処理手続の制定等を行う。 ・国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。
		0.1	0.1	0.7		
計		3	3	3	3	
		0.1	0.1	0.7		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-9(政策4-施策③))

施策名	道州制特区の推進		担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、特定広域団体が作成する道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	関係行政機関と連携し、道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査を行うことにより、広域行政の効果的かつ効率的な推進を図る。		事後評価実施予定時期	測定指標1について、100%でなくなった年の翌年度の8月 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第4条 道州制特別区域基本方針	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 移譲した事務・事業のうち特定広域団体が成果が出ていると評価している事務・事業の割合	100%	30年度	100%	令和2年度	100%	100%	100%	100%	100%	・達成すべき目標を実現するためには、移譲した事務・事業を特定広域団体が実施することにより、住民の利便性向上等の成果が出ていることが望ましいことから、効果を測定する指標として「移譲した事務・事業のうち特定広域団体が成果が出ていると評価している事務・事業の割合」を設定する。 ・移譲した事務・事業すべてにおいて、継続して成果が出ていると評価されることが望ましいことから、目標値については、道州制特別区域計画の計画期間の終了年度である令和2年度において、100%であることとする。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政 事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 道州制特区の推進に必要な経費 (平成18年度)	0012	1 0.2	1 0.4	0.9 0.2	0.7	国から特定広域団体に移譲した事務・事業のフォローアップ調査等を行い、同調査を踏まえ特定広域団体に対する助言等を行う。
計		1 0.2	1 0.4	0.9 0.2	0.7	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-10(政策4-施策⑤))

施策名	地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援		担当部局名	地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室
施策の概要	就職氷河期世代の社会参加や就労に向け、関係者と連携しながら先進的・積極的に取り組む自治体等の支援を加速化するとともに、優良事例を横展開する。		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	就職氷河期支援世代プログラムの期間である3年間の取組により、就職氷河期世代の者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、政府全体で実施する他の就職氷河期世代支援関連事業とあわせ、同世代の正規雇用者については30万人増やすことを目指す。		事後評価実施予定時期	令和6年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<第201回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(令和2年1月20日)(抜粋)> 雇用環境が好転している今、就職氷河期世代の皆さんの就業を、三年間集中で一気に拡大します。この世代を対象を絞った求人解禁するなど、あらゆる施策を講じ、意欲、経験、能力を活かせるチャンスを広げていきます。	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
①	都道府県等が設定する地域就職氷河期世代支援加速化交付金対象事業に関するKPI(重要業績評価指標)の達成割合(%)	-	-	75%	令和5年度	-	-	-	-	-	都道府県等が設定する重要業績評価指標は、本交付金を充てて行う事業の実施状況を把握するための重要な指標であるため(※交付金計画期間は令和5年3月末まで)。

施策に関する事業 (開始年度)	令和元年度 行政事業レ ビュー事業番 号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 地域就職氷河期世代支援 加速化交付金 (令和元年度補正予算)	-	-	-	-	3,000	就職氷河期世代の社会参加や就労に向け、関係者と連携しながら先進的・積極的に取り組む自治体等の支援を加速化するとともに、優良事例を横展開するもの。
計		0	0	0	3,000	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-11(政策4-施策⑤))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)	担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)
施策の概要	<p>公的負担の抑制を図りつつ、民間投資やビジネス機会の拡大を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の整備等に当たりPPP※1/PFI※2の活用を優先的に検討する仕組みの構築 ・地域の産官学金が集まり具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成の推進など、多様なPPP/PFIの活用を積極的に推進する。 <p>※1 PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものをいう。PFIはその一類型。</p> <p>※2 PFI(Private Finance Initiative)とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。</p>	政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標(最終アウトカム)	多様なPPP/PFIの活用の一層の推進。	事後評価実施予定時期	令和5年8月(複数年度評価)
「施策の目標」の設定の考え方・根拠	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「未来投資戦略2018」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。」とされているため。	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① PPP/PFI事業規模(契約期間中の総収入)21兆円を目指す 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野10.11.12】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】	1.3兆円	25年度	21兆円(平成25~令和4年度の合計)	令和4年度	2.4兆円(H25-H26)	9.1兆円(H25-H27)	11.5兆円(H25-H28)	13.8兆円(H25-H29)	集計中	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)(平成30年6月15日PFI推進会議決定)において、平成25年度から令和4年度までの10年間で21兆円のPPP/PFI事業の事業規模の達成を目指すこととしている。 新経済・財政再生計画改革工程表2018改定版(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)においてPPP/PFI推進アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業規模について、21兆円(平成25年度から令和4年度までの10年間に契約締結した事業の総収入)という政策目標が設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。
2 優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した地方公共団体数 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】	-	29年度	181団体	令和3年度	-	-	-	63団体	82団体	PPP/PFIの積極的な活用を推進するため、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(平成27年12月15日PFI推進会議決定)に基づき、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、公共施設等の整備等に当たりPPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築、的確な運用を行うこととしている。 新経済・財政再生計画改革工程表2018改定版において、優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した国及び地方公共団体等の数について、令和元年度までに47団体というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。
3 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】	-	30年度	200団体	令和2年度	-	-	-	-	153	地域経済に根ざしたPPP/PFIの推進を図るため、地域の産官学金が集まり具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成を推進し、これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進することとしている。 新経済・財政再生計画改革工程表2019において、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数について、平成30年度から令和2年度までに200団体というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。

定量的指標	4	地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する地方公共団体数 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】	30年度	600団体	令和2年度	-	-	-	-	385	地域経済に根ざしたPPP/PFIの推進を図るため、地域の産官学金が集まり、具体的な案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成を推進し、これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進することとしている。 新経済・財政再生計画改革工程表2019において、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する地方公共団体数について、平成30年度から令和2年度までに600団体というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。
			-								

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 PFI事業件数	516	549	604	666	集計中	内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI事業の数である。PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を測定する際の参考とするため。
2 PFI事業費	4.8兆円	5.2兆円	5.4兆円	5.8兆円	集計中	内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI事業の公共負担額(当初契約金額)を合計した額である。PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を測定する際の参考とするため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 民間資金等活用事業調査 等に必要な経費 (平成13年度)	0014	352	1,373	327	333	<ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI手法の活用を推進するため、地方公共団体等を対象に、以下の支援等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 優先的検討運営支援 PPP/PFI手法による事業実施のため、地方公共団体におけるPPP/PFIを優先的に検討する仕組みについて規程の策定、運営の初期段階を支援。 高度専門家による課題検討支援 コンセンション事業を推進するため、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知見を必要とする事業を重点的に支援。 地域プラットフォーム形成支援 地方公共団体等の経験不足やノウハウの欠如、地域企業や関係者の理解不足などの課題の解消を通じ、地域においてPPP/PFIを推進していくため、地域プラットフォームの形成を支援。 新規案件形成支援 PPP/PFI事業について事業構想段階から具体的な事業化検討に円滑かつ速やかに移行できるよう地方公共団体を支援。 民間提案活用支援 PFI法に基づく民間提案の制度を活用する地方公共団体に対して、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援。 PPP/PFI専門家派遣 PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣 ワンストップ窓口 PPP/PFI事業の実務に関する質問、問合せにワンストップで対応する窓口を設置。 各種調査等 PPP/PFI事業の推進に資する、政策課題への対応のための調査・分析を実施。
		161	1,297	301		
計		352 161	1,373 1,297	327 301	170	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-12(政策4-施策⑥))

施策名	市民活動の促進		担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)
施策の概要	1. 多様な主体による市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用、情報発信、特定非営利活動法人に関する調査等を行う。 2. 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証等を実施する。 3. 個人の共助社会づくり参加に関する意欲や背景等を調査・分析することで、個人の「共助・支え合い」の活動参加につながる要素を分野横断的に検討し、共助社会づくりを推進する。		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	1. 多様な主体の参画と、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. NPO等が主体となった復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。 3. 「共助・支え合い」の活動に参加する個人、個人の意欲に関して実態を調査し、個人が共助社会づくりに参画しやすい環境を整備する。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	1. 特定非営利活動促進法を所管しており、その円滑な運用が重要であるため。 2. 被災地において、復興に向けた取組や被災者支援の担い手として大きな役割をNPO等が果たしているが、これらの多くは財政基盤が脆弱であるなどの課題を有しているため。 3. 「共助」の役割は様々な場面で増大しているが、個人の共助参加への意欲を効果的に活動に結び付けることが難しいため。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2018(抄)(平成30年6月15日閣議決定) 第2章 7. (4)暮らしの安全・安心 ③共助社会・共生社会づくり 社会的諸課題の解決に寄与する公益活動に、民間の人材や資金を呼び込む。民間の公益活動を促進するため、その成果を適切に評価する手法を普及しながら、寄附文化の醸成や行政・企業・NPOによる協働(コレクティブインパクト)、クラウドファンディングや官民連携による社会的ファイナンスの活用を促進するとともに、2019年度中の休眠預金等に係る資金の活用制度の運用開始を目指し取組を進める。	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
①	認定(特例認定を含む)特定非営利活動法人の認定数	398法人	25年度	対前年度比増	令和元年度	821	955	1,021	1,066	1,106	制度周知の結果として、平成25年度の認定法人制度による認定(特例認定)特定非営利活動法人の認定数を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。
2	内閣府NPOホームページのアクセス数	1,510,532	26年度	対前年度比増	令和元年度	1,510,532	1,415,853	1,781,683	2,048,478	2,258,011	特定非営利活動促進法第72条に基づく情報提供業務として、平成26年度のホームページアクセス数の上位50ページの合計を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)									測定指標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
3 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等による支援の効果的・効率的な推進の調査状況	復興・被災者支援事業の制度創設	28年度	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	令和元年度	-	-	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証を行い、その結果を普及させることを設定。
4 個人の共助社会づくり参加に関する意欲・背景等の調査・分析の状況	-	-	個人の共助社会づくり参加等について調査・分析の実施及びその結果の普及	令和元年度	-	-	-	-	-	-	個人の共助社会づくり参加等について調査・分析を実施し、その結果を普及させることを設定。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 市民活動の促進に必要な経費 (10年度)	0015	175 93	92 62	70 63	85	<p>1. 2. 市民活動の主要な担い手である特定非営利活動法人の活動の一層の促進のため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用等を行う。また、特定非営利活動促進法に基づき、法人情報等を迅速に提供するため、「内閣府NPOポータルサイト」において、所轄庁の協力の下で、全国の特定非営利活動法人の基本情報や定款・事業報告書等を一元的に集約する仕組み等を引き続き整備する。 【1、認定(特例認定を含む)特定非営利活動法人の認定数(基準値:398法人) 2、内閣府NPOホームページのアクセス数:1,510,532】</p> <p>3. 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証を行い、その結果を普及させる。これにより、NPO等が主体となった復興に向けた取組や被災者支援の効果的・効率的な推進に寄与する。</p> <p>4. 個人の共助社会づくり参加等について調査・分析を実施し、その結果を普及させる。これにより、個人が共助社会づくりに参画しやすい環境を整備する。</p>
計		175 93	92 62	70 63	85	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-13(政策4-施策⑦))

施策名	「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援の推進		担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)
施策の概要	被災地等において復興・被災者支援を図っていくため、「絆力(きずなりよく)」(※1)を活かした復興・被災者支援を行う取組(※2)や、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組(※3)に対して支援を実施。 ※1 絆力:NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等と結びつける力 ※2 絆力を活かした復興・被災者支援:具体的には「電車やバス等の公共交通の使用が困難な被災者の移動を支援」「仮設住宅団地から形成された新たな復興住宅団地における地域コミュニティの形成を推進」「避難した方々の帰還に向けた家の片付けや敷地の整備を支援」「復興支援に取り組んでいるNPO等が抱える総務・経理事務の課題解決に向けた相談に対応」といった支援を行うNPO等の取組を支援 ※3 復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組:復興・被災者支援を行うNPO等が支援者(民間企業、学識経験者、専門家等)や他団体等と結びつためのマッチング・交流等(各県が実施)		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標(最終アウトカム)	NPO等による行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援を継続して実施。		事後評価実施予定時期	令和2年8月(単年度評価)
「施策の目標」の設定の考え方・根拠	「NPO等の『絆力(きずなりよく)』を活かした復興・被災者支援事業」の施策内容を踏まえて目標を設定。	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2018(抄)(平成30年6月15日閣議決定)第2章 7.(4)暮らしの安全・安心 ③共助社会・共生社会づくり 社会的諸課題の解決に寄与する公益活動に、民間の人材や資金を呼び込む。民間の公益活動を促進するため、その成果を適切に評価する手法を普及しながら、寄附文化の醸成や行政・企業・NPOによる協働(コレクティブインパクト)、クラウドファンディングや官民連携による社会的ファイナンスの活用を促進するとともに、2019年度中の休眠預金等に係る資金の活用制度の運用開始を目指し取組を進める。	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
定量的指標	1 NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援を実施または実施に関わった団体数	80団体	30年度	80団体	令和元年度	-	-	102団体	130団体	145団体	・当該事業において、絆力を活かして復興・被災者支援を行うNPO等の広がり測定することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・被災3県(岩手県、宮城県、福島県)からの事前の聞き取りを参考に目標値を設定。
	② NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業の受益者(被災者)へのアンケートにおいて、本施策で支援した取組について有益であった旨の評価をした受益者の割合	70%	30年度	70%	令和元年度	-	-	80.3%	83.7%	79.9%	・当該事業において支援したNPO等による復興・被災者支援の取組の効果を、受益者の観点から評価することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・被災3県からの事前の聞き取りを参考に目標値を設定。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 NPO等の「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援事業により実施したNPO法人等が主体となった復興・被災者支援の取組件数	-	-	56	62	57	・当該事業において、絆力を活かして復興・被災者支援を行うNPO等の活動状況を把握することができるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 NPO等の「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援事業 (平成30年度)	復興庁0014	203 185	203 186	203 168	191	・NPO等が行う絆力を活かした復興・被災者支援を行う取組を対象に、被災3県での第三者委員会での審査を踏まえて県が採択した取組に対して支援を実施。当該事業によって、現場において必要かつ優先度の高い取組が順次実施されることにより、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。 ・被災3県は、復興・被災者支援を行うNPO等が活動の支援者や他団体と結びつためのマッチング・交流等を実施。当該事業により、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力の強化を進め、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。
計		203 185	203 186	203 168	191	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-15(政策4-施策⑨))

施策名	内外の経済動向の分析		担当部局名	政策統括官(経済財政分析担当)
施策の概要	<p>内外の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「月例経済報告」…毎月1回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、政府としての景気判断を提示。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)…毎年1回、我が国経済・財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表。 ・「日本経済」…毎年1回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析結果を取りまとめ、公表。 ・「景気ウォッチャー調査」…毎月1回、全国12地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、公表。 ・「地域経済動向」…四半期に1回、全国12地域の経済動向について取りまとめ、公表。 ・「地域の経済」…毎年1回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、公表。 ・「世界経済の潮流」…毎年2回、海外経済動向や国際金融情勢について、マクロ経済指標を中心に調査・分析し、公表。 		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	<p>毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。</p> <p>また、「年次経済財政報告」、「日本経済」、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」、「地域の経済」、「世界経済の潮流」を作成し公表する。</p> <p>以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国内外への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。</p>		事後評価実施予定時期	令和3年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	<p>月次で景気動向を把握していく(「月例経済報告」、「景気ウォッチャー調査」とともに、経済の構造面にまで踏み込んだ総合的な分析等を実施(「年次経済財政報告」、「日本経済」、「地域経済動向」、「地域の経済」、「世界経済の潮流」)し、国民各層への情報提供を行う。</p> <p>(参考)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)</p>	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
									基準年度	目標年度	
①	報道の状況	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	平成30年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	令和元年度	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	毎月、主要全国紙6紙に記事が掲載された	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
		月平均5紙	平成30年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	令和元年度	月平均5紙	月平均5紙	月平均5紙	月平均5紙	月平均6紙	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
		半年平均3紙	平成30年度	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	令和元年度	半年平均3紙	半年平均3紙	半年平均3紙	半年平均3.5紙	半年平均3紙	我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。
2	ホームページのアクセス件数	259,086	平成30年度	対前年度並以上	令和元年度	312,464	280,976	259,086	220,544	228,392	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 月例経済報告の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	192,392	178,369	159,259	134,778	138,782	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
2 年次経済財政報告の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	30,031	24,470	26,397	23,446	26,629	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
3 日本経済の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	2,296	2,436	2,652	2,765	2,106	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
4 景気ウォッチャー調査の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	63,502	56,378	49,878	40,895	44,251	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
5 地域経済動向の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	11,999	10,322	9,361	9,021	8,373	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
6 地域の経済の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	1,201	-	5,506	3,408	1,915	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
7 世界経済の潮流の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	11,043	9,001	6,033	6,231	6,336	我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 国内の経済動向調査等に 必要な経費 (平成12年度)	0017	76	72	70	63	質の高い調査分析を行うために、業界関係者や学識経験者からのヒアリング、広範囲かつ詳細な金融経済統計データの活用、独自のアンケート調査等を行う。
		57	56	61		
2 国内の経済動向に係る 産業及び地域経済の調 査等に必要な経費 (平成12年度)	0017	147	159	154	149	「景気ウォッチャー調査」の作成に係る委託費や、地域経済動向専門家会議等の開催や地域経済に関するデータ、情報収集等を行う。
		134	148	141		
3 海外の経済動向調査等 に必要な経費 (平成12年度)	0018	43	41	41	40	海外経済指標データベースや情報ソースを活用することで、我が国の経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い調査分析を行う。
		42	35	37		
計		266	272	265	252	
		233	239	239		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-16(政策5-施策①))

施策名	「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進		担当部局名	地方創生推進室
施策の概要	環境未来都市・環境モデル都市の取組支援と普及促進活動により「環境未来都市」構想を推進するとともに、地方公共団体におけるSDGs達成に向けて、先進的な取組、他の模範となる取組を支援して先導的なモデル事例を創出する。また、先進事例の取組手法や効果の分析や普及展開活動及び国外への情報発信を通じて、SDGsを地方公共団体の業務に広く浸透させ、地方創生の深化を図る。さらに、地域の社会的課題の解決に向けた民間企業の参画、SDGsを活用したビジネス連携の促進を図る。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	「環境未来都市」構想の国内外の普及展開を行うとともに、選定された「SDGs未来都市」の先導的な取組をモデル事業として選定し強力に支援することで、成功事例を創出する。また、その成功事例を普及展開することで、地方自治体におけるSDGs達成に向けた取組の普及を促進して地方創生の更なる深化につなげる。		事後評価実施予定時期	令和3年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」(平成30年12月21日閣議決定)	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」(平成30年12月21日閣議決定)、「SDGsアクションプラン2019」(平成30年12月21日「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」決定)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
①	都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合	1%	29年度	30%	令和2年度	-	-	-	1%	5%	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」(平成29年12月22日閣議決定)における「地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進」において、主な重要業績評価指標として、令和2年(2020年)までのKPIとして都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合:30%とされているため。
2	「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」の会員数	255団体	28年度	900団体	令和2年度	-	-	255団体	270団体	646	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」(平成30年12月21日閣議決定)における「地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進」において、主な重要業績評価指標として、令和2年(2020年)までのKPIとして地方創生SDGs官民連携プラットフォーム会員数:900団体とされているため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 環境未来都市の推進に必要な経費 (平成23年度)	0020	72	56	32	41	環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出し、国内外に普及展開するために必要となる計画の策定や普及啓発、選定された各環境未来都市で実施する取組に対する支援等を行う。
		62	49	28		
2 「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進に必要な経費 (平成30年度)	0021	0	0	500	495	環境未来都市・環境モデル都市の取組支援と普及促進活動により「環境未来都市」構想を推進するとともに、地方公共団体におけるSDGs達成に向けて、先進的な取組、他の模範となる取組を支援して先導的なモデル事例を創出する。また、先進事例の取組手法や効果の分析や普及展開活動及び国外への情報発信を通じて、SDGsを地方公共団体の業務に広く浸透させ、地方創生の深化を図る。さらに、地域の社会的課題の解決に向けた民間企業の参画、SDGsを活用したビジネス連携の促進を図る。
		0	0	391		
計		72	56	532	536	
		62	49	419		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-17(政策5-施策②))

施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進		担当部局名	地方創生推進室
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成・改善することを促進し、都市の安全性の速やかな向上を図ることをもって円滑な都市再生を実現するもの。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図る。		事後評価実施予定時期	令和6年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第1条では、「都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための(中略)特別の措置」を通じて、「都市の防災に関する機能を確保」することとしている。具体的には、同法第19条の15において、「都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るため」に都市再生安全確保計画を作成することができるため。	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化アクションプラン2018	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
①	都市再生安全確保計画のPDCAサイクルの実施数	11	30年度	21	令和5年度	2	2	3	4	1	・「国土強靱化アクションプラン2014」において、都市再生緊急整備地域では、早期に滞在者等の安全を図るための対策を講ずべきエリア数の目標を設けてきた。 ・30年度までの目標は達成見込みである一方、都市再生安全確保計画は地域を取り巻く状況の変化や施設整備の進捗状況を定期的に把握し、地域の災害時のリスクや防災上の資源の変化を検証すると共に、訓練等による検証結果を踏まえて、継続的に計画の改善を重ねることが重要であるため、これまでに策定済である21計画すべてに対し、5年以内のPDCAサイクルの実施を目標とするもの。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1	都市再生安全確保計画の策定の促進に必要な経費 (平成24年度)	38	—	—	—	安全確保計画の策定に必要な地方公共団体等が実施する基礎的な調査に要する費用に対して補助(補助率1/2)を行う。
		10	—	—	—	
計		38	—	—	—	
		10	—	—	—	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-18(政策5-施策③))

施策名	地方創生リーダーの人材育成・普及の推進		担当部局名	地方創生推進室
施策の概要	各地方公共団体における「地方版総合戦略」に基づく様々な事業の推進には、実際にこれを担う専門人材の育成・確保等が重要となる。そのため、地域企業が成長を実現するためのプロフェッショナル人材の採用支援や戦略に掲げるプロジェクトの事業化に取り組む地方創生リーダー人材を発掘・育成していくもの。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	地方への人材還流における民間マーケットの発展を目指し、地方の中堅・中小企業の生産性向上・経営改善等を通じて、地域全体の活性化を実現する。また、地方創生人材育成に関わる教育機関等によるプラットフォームの形成、eラーニングの構築等を通じて、各地域の地方創生施策を推進できる人材を確保・育成していく		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 改訂版	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」Ⅲ(1)-(エ)-③	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	プロフェッショナル人材 事業戦略拠点等の相談 件数	0件	26年度	5万件 (累計)	令和元年度	—	2,186	12,726	22,910	33,742	・プロ人材事業は令和元年度までに5万件の相談を目標としている。 ・直近では1か月1,000件程度の実績で推移しており、目標達成に向けて引き続き当事業の認知度の向上を図る。
2	地方創生カレッジの受講 者数	0人	26年度	1万人 (累計)	令和元年度	—	—	3,925	13,167人	18,672	・地方創生カレッジ開講後2～3年間で受講者1万人を目標としている(まち・ひと・しごと創生総合戦略)。 ・開講から約1年でこの目標を達成したものの、引き続き、幅広い受講者層の拡大に努めることとする。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 プロフェッショナル人材 事業戦略拠点等を通じた 成約件数	—	26	1,032	2,879	5,495	プロ人材事業は、地域企業が「攻めの経営」に向けたプロフェッショナル人材を採用し発展することで地域の経済効果の波及を狙っているため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政 事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 プロフェッショナル人材 事業	0022	360	0	0	42	潜在成長力のある地域企業に対して、新販路開拓等の「攻めの経営」への転身を促すとともに、それを実践できるプロフェッショナル人材の採用を支援するため、各道府県に、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年1月頃から本格的に活動を開始。
		297	0	0		
2 地方創生カレッジ事業	0022	1,027	700	298	314	地方創生人材育成に関わる教育機関等によるネットワークの形成、ポータルサイトの構築、eラーニングや実地講座の開発等
		975	700	295		
計		1,027	700	298	356	
		975	700	295		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-19(政策5-施策④))

施策名	地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進		担当部局名	地方創生推進室
施策の概要	地方公共団体による地方版総合戦略の策定及び実行等について、国による情報面からの支援である地域経済分析システム(RESAS)の普及及び活用支援を行う。具体的には、①有識者の派遣、②RESAS活用支援を実施する政策調査員の配置、③地方自治体職員及び住民向けの説明会の開催等を実施する。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	地方創生の推進に向けたRESASの普及促進		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生総合戦略、まち・ひと・しごと創生基本方針2018、日本再興戦略2016、未来投資戦略2018	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
						① RESASについての行政職員や住民等を対象とした説明会等の実施件数	—	—	200回	令和元年度	
② 政策アイデアコンテストの開催回数		28年度	1回	令和元年度	—	1回	1回	1回	1回	まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生に向けた情報支援としてRESASの普及促進に取り組むこととされているため。	

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 政策アイデアコンテストの応募者数	—	907件	699件	975件	832件	RESASの利用状況を把握する際の参考となるため

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
① 地域経済分析システムによる地方版総合戦略支援経費(27年度)	0023	115	146	137	137	地方公共団体による地方版総合戦略の策定及び実行等について、国による情報面からの支援である地域経済分析システム(RESAS)の普及及び活用支援を行う。具体的には、①有識者の派遣、②RESAS活用支援を実施する政策調査員の配置、③地方自治体職員及び住民向けの説明会の開催等を実施する。
		52	97	99		
計		115	146	137	137	
		52	97	99		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-20(政策5-施策⑤))

施策名	国家戦略特区の推進		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	国家戦略特別区域法 第1条 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2Ⅱ[2]3. 国家戦略特区の推進 第195回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成29年11月17日) 第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日) 第197回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成30年10月24日)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
定量的指標	① 規制改革メニュー数の累計 (注)規制改革メニューには、国家戦略特区としての提案を構造改革特区のメニューとして措置したもの、全国措置されたものを含む。	28	26年度	110	令和元年度	28	58	79	89	93	国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(令和2年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても令和2年度を目標年度とする。集中取組期間中(平成26年度、平成27年度)に創設した規制改革メニュー数は、平成26年度で28項目、平成27年度で30項目に上る。令和元年度以降は、1年あたり、集中取組期間中の年平均(約30項目)と比べ、3分の1の約10項目(令和元年度～令和2年度)の創設を目指す。
	2 全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計	50	26年度	330	令和元年度	50	135	233	283	315	国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(令和2年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても令和2年度を目標年度とする。集中取組期間中(平成26年度、平成27年度)に認定された区域計画の新規事業数は、平成26年度で50件、平成27年度で85件に上る。令和元年度以降は、1年あたり、集中取組期間中の年平均(約65項目)と比べ、3分の1の約20件(令和元年度、令和2年度)の新規事業数の増加を目指す。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 世界銀行のビジネス環境ランキング	15位	19位	24位	26位	24位	未来投資戦略2018におけるKPIIにおいて、「2020年までに、世界のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る」としており、国民経済の発展及び国民生活の向上の定量的指標となるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 規制・制度改革等の実現 (平成25年度)		-	-	-	-	大胆な規制・制度改革等を実現することで、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を図るもの。
2 税制上の支援措置 (平成26年度)		-	-	-	-	設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例、所得控除制度、エンジェル税制等の税制上の支援措置の活用を図るもの。
3 国家戦略特区の推進に必要な経費 (平成26年度)	0024	275	287	349 (うち151は補正 予算で次年度へ 金額繰越)	196	国家戦略特区の取組を推進するため、規制の特例措置を活用した事業の効果や事業推進上の課題、税制の適用による経済波及効果等について分析・評価するとともに、特区制度の活用促進に向けた特区プロモーションを推進するもの。また、国家戦略特区の推進に資する事業を行うベンチャー企業等が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で支給する、利子補給金(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)の活用を図るもの。
計		275	287	349 (うち151は補正 予算で次年度へ 金額繰越)	196	
		43	92	111		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-21(政策5-施策⑥))

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画について、認定及び策定支援を行う。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	中心市街地の活性化に関する法律第1条 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 中心市街地・商店街の活性化 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版(平成30年12月21日閣議決定) 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等 ○まち・ひと・しごと創生基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) 地方都市等における「稼げるまちづくり」の推進等	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	-	-	60%	令和元年度	44%	55%	70%	62%	64%	計画期間終了後に市町村が行う最終フォローアップ調査において、実績値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標(居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等)の割合を、施策の有用性を測る指標として設定

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 新たに認定された基本計画の数(年度)	22	20	14	13	8	制度を活用した地方公共団体数を把握するため

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 中心市街地活性化の推進に必要な経費 (平成19年度)	0025	10	9	8	5	中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集等の作成等を行う。
		4	9	6		
計		10	9	8	5	
		4	9	6		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-22(政策5-施策⑦))

施策名	構造改革特区計画の認定		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構造の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
①	構造改革特区計画の認定件数	26件	24年度	21件	令和元年度	23件	23件	23件	22件	18件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化を図る上では、地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数は定量的な指標であるため測定指標とする。 ・目標値については直近3年の平均。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
構造改革特別区域計画 1の認定等に必要経費 (14年度)	0026	13 3	12 2	11 2	10	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造計画を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。 また特区において実施される規制の特例措置の評価に当たって、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について、独自の調査を行うものとされており、具体的なデータの収集、関係者からの意見聴取、現地調査等を行う。
計		13 3	12 2	11 2	10	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-23(政策5-施策⑧))

施策名	地域再生の推進		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	地域再生法に基づき地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置等をもって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) まち・ひと・しごと創生基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版(平成30年12月21日閣議決定)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
定量的指標	① 地域再生計画の認定件数	100件	平成20年度	1,190件	令和元年度	204件	119件	2,158件	1,649件	1,019件	・地域再生計画の認定件数が増えることにより、全国各地で地域再生の取組が実施されることに加え、成功事例等の蓄積が、その他の地域における新たな地域再生の取組の推進に寄与することが期待されるため、地域再生計画の認定件数を測定指標とした。 ・令和元年度目標値については、30年度実績値等を勘案して設定することとする。
	2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	65%	平成20年度	70%	令和元年度	58.6%	66.2%	64.4%	56.1%	P(令和2.3月頃集計)	・認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・令和元年度目標値については、26年度から28年度実績等を勘案して設定することとする。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 地域再生計画の認定等に 必要な経費 (平成17年度)	0027	1,226	35	50	48	・施策を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査。 ・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 ・地方創生推進事務局WEBページにおいて、地方創生に資する施策や活用事例等の情報提供を実施。
		1,110	24	44		
2 地域再生の推進のための 利子補給金の支給に 必要な経費 (平成20年度)	0027	279	267	239	252	認定された地域再生に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものである。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)
		236	233	215		
3 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)普及 広報事業 (平成29年度)	0028	-	8	47	84	・令和元年度からの運用改善を踏まえたリーフレット・ポスターの作成。 ・新聞やビジネス雑誌等への本制度の活用事例の掲載。 ・他の模範となる取組を行った地方公共団体の首長や職員、民間企業に対する地方創生担当大臣表彰の実施。
			3	43		
計		1,505	310	336	384	
		1,346	260	302		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-24(政策5-施策⑨))

施策名	総合特区の推進		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	総合特別区域法第1条 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定) 総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区においては産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区においては地域の活性化である。	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 総合特区事後評価(単年度)の結果における全特区の平均値	-	-	国際3.8点 地域3.8点	令和元年度	-	国際4.1点 地域3.8点	国際4.2点 地域3.7点	国際4.1点 地域3.7点	国際4.2点 地域3.9点	測定指標については、「総合特別区域事後評価の手引き」に基づき、各総合特区の点数評価を行い、全総合特区の平均点数を測定指標としている。 【総合特区評価指標例(各特区毎に異なる)】 ・食品輸出額の増加、航空宇宙産業生産額の増加、林業林産業生産額の増加、エネルギー自給率の増加、新規就農者数の増加、定住交流人口の増加 【算定方法】 ①各指標の目標達成に向けた取組の進捗に関する評価点数((数値目標に対する達成度の定量的評価+有識者による取組に対する点数評価)÷2) ②支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価点数(有識者による取組に対する点数評価) ③取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する点数評価(有識者による取組に対する点数評価) ・各総合特区の評価点数=(①+②+③×2)/4

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 総合特区事後評価対象区域数	国際:7特区 地域:41特区	国際:7特区 地域:41特区	国際:7特区 地域:36特区	国際:7特区 地域:32特区	国際:7特区 地域:31特区	測定指標で平均値を求める際に使用する指標であるため

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 総合特区計画に基づく支援措置等に必要な経費 (平成23年度)	0029	691	671	598	593	総合特区に指定された地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。 総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域力の向上を図る。
		569	605	572		
2 総合特区の推進調整に必要な経費 (平成23年度)	0030	2,500	1,500	400	200	総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。
		0	500	0		
3 税制上の支援措置 (平成23年度)		-	-	-	-	総合特区制度における税制支援措置として、国際戦略総合特区の事業に対する特別償却又は投資税額控除(法人税の特例)、地域活性化総合特区の事業に対する出資に係る所得控除(所得税の特例)の活用を図ることで、目標達成を目指す。
		-	-	-		
計		3,191	2,171	998	793	
		569	1,105	572		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-25(政策5-施策⑩))

施策名	地方版総合戦略に基づく取組の推進		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金制度要綱及び地方創生推進交付金交付要綱に基づき、交付金を交付する。 交付金効果検証分析事業 地方創生推進交付金等で地方公共団体が、自らの行う事業について実効的なPDCAサイクルを実施しているかを検証する。 地方大学・地域産業創生交付金 首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援する。 		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生推進交付金 具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を安定的かつ継続的に支援する。 交付金効果検証分析事業 地方創生推進交付金等の採択事業について外部有識者による効果検証と課題分析を行い、各地方公共団体が取組を効果的に検証・改善できる体制・環境を整備する。 地方大学・地域産業創生交付金 日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進め、地域における若者の修学及び就業を促進する。 		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	地域再生法第5条4項1号及び第13条 経済財政再生計画・改革工程表 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の 修学及び就業の促進に関する法律第11条	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生基本方針2018 まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版) 経済・財政再生計画 改革工程表(2018年改訂版) 第196・197回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
定量的指標	1 地方創生推進交付金対象事業について、事業の実施主体がKPIを設定した割合(%)	100	28年度	100	令和元年度	/	/	100	100	100	地方公共団体のKPI設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備を前提とした地域再生法に基づく法律補助の交付金であるため。
	② 地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体が設定したKPIの達成割合(%)	77	27年度	77	令和元年度	/	/	84	81	集計中	本交付金事業におけるKPIは、地方版総合戦略等に掲げられた地域の目指す目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標であるため。
	3 地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画に関連する産業の生産額等が増加した認定計画の割合(%)	-	29年度	70	令和元年度	/	/	/	/	集計中	地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関係する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。
	4 地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画に関連する産業の雇用者数が増加した認定計画の割合(%)	-	29年度	70	令和元年度	/	/	/	/	集計中	地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関係する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。

定量的指標	5	地方大学・地域産業創 生交付金の対象となる 認定計画における専門 人材育成プログラム受 講生が地元就職・起業し た認定計画の割合(%)	-	29年度	70	令和元年度					集計中	地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関係する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。
	⑥	地方大学・地域産業創 生交付金に関し、目標と する大学組織改革に向 けた年度毎の取組目標 を達成した認定計画の 割合(%)	-	-	100	令和元年度					集計中	日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進める上で、計画において大学組織改革を実施することを要件としているため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行 政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 地方創生推進交付金 (平成28年度)	0031	52,346	97,518	101,870	100,060	地方創生推進交付金により、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を安定的かつ継続的に支援する。
		48,929	86,020	91,813		
2 交付金効果検証分析事 業 (平成30年度)	0036	-	-	108	106	地方創生推進交付金等の採択事業について外部有識者による効果検証と課題分析を行い、各地方公共団体が取組を効果的に検証・改善できる体制・環境を整備する。
		-	-	25		
3 地方大学・地域産業創 生交付金 (平成30年度)	0037	-	-	2,100	2,361	首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援する。
		-	-	435		
計		52,346	97,518	104,078	102,527	
		48,929	86,020	92,273		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-27(政策7-施策①))

施策名	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進		担当部局名	地域経済活性化支援機構担当室
施策の概要	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を推進する。		政策体系上の位置付け	地域経済活性化事業等支援政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。		事後評価実施予定時期	令和3年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	「地域経済活性化支援機構法」第1条	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) ○まち・ひと・しごと創生総合戦略2017 改訂版 (平成29年12月22日閣議決定)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
定量的 指標	① 地域経済への貢献 投資事業者の①雇用 機会の創出・確保、② P/L(売上高の増加、収 益性の向上など)の向上 やB/s(資本の増強、負 債の減少など)の改善に 貢献できた割合:80%以 上	-	30年度	80%	令和2年度	-	-	-	-	-	-	・官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator:具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なもの)を設定。 ・30年度における機構設置期限延長の法改正を受け、新たなKPIを設定。
	2 民間及び地公体、支援 機関との連携 民間等と連携して取り 組んだ事例の割合:95% 以上	-	30年度	95%	令和2年度	-	-	-	-	-	-	〃
	3 民業補完の確保 機構が出資したファン ドに係る呼び水効果(民 業補完の確保)として、 ファンド出資額に占める 民間からの出資額の割 合:60%以上	-	30年度	60%	令和2年度	-	-	-	-	-	-	〃
	4 特定支援による地域経 済への貢献事例の創出 特定支援(再チャレン ジ支援)のうち、事業承 継・譲渡型の事例が平 成27年度~平成29年度 と平成30年度~令和2 年度対比で増加した割 合:20%以上増加	32件	27年度~29年度	20%以上増加	令和2年度	-	-	-	-	-	-	〃

定量的指標	5	全国各地での特定支援事例の創出 都道府県ベースでの空白地域の割合:20%以下	-	30年度	20%以下	令和2年度	-	-	-	-	-	-	''
	6	地域金融機関の事業性評価の向上 特定専門家派遣により、金融機関の事業性評価のスキルアップに寄与した割合:80%以上	-	30年度	80%	令和2年度	-	-	-	-	-	-	''
	7	地域金融機関による自律的なファンド運営 地域金融機関と共同で組成したファンドに関し、運営に係るノウハウの移転が図られ、GP出資持分を譲渡した割合:70%以上	-	30年度	70%	令和2年度	-	-	-	-	-	-	''
	8	地域金融機関からの出向者等の受入れ 地域金融機関からの長期出向者及び短期トレーニーの受入れ人数:年間30人以上	-	30年度	100%	令和2年度	-	-	-	-	-	-	''
	9	地域金融機関へのノウハウ移転 事業再生支援、特定支援、ファンド、専門家派遣などの各業務を通じて、機構が関与した地域金融機関から、ノウハウ移転がなされたと回答があった割合:70%以上	-	30年度	70%	令和2年度	-	-	-	-	-	-	''
	10	中小企業等への重点支援 事業再生支援、特定支援、ファンド投資における中小企業等(病院・学校等を含む)の割合:支援割合を90%以上	-	30年度	90%	令和2年度	-	-	-	-	-	-	''
	測定指標		目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠							
11	出資金を全額維持できる財務状況の確保 (出資金+利益剰余金※)/出資金の倍率1.0倍超 ※過去の国庫納付や配当の実施額控除後	(出資金+利益剰余金※)/出資金の倍率1.0倍超	機構解散時		<ul style="list-style-type: none"> ・官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator:具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なもの)を設定。 ・30年度における機構設置期限延長の法改正を受け、新たなKPIを設定。 								

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 再生支援決定件数(累計)	28	47	66	78	82	測定指標の前提となる参考値として、地域経済活性化支援機構に改組後(特定支援決定件数は平成26年10月の業務開始後)の業務実績を選定。
2 ファンド設立件数(累計)	19	36	41	43	46	〃
3 特定専門家派遣決定件数(累計)	63	83	152	159	168	〃
4 特定支援決定件数(累計)	3	23	44	72	96	〃

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 財政投融资要求(産投 出資) (平成27年度)	-	(※)	(※)	(※)	(※)	地域経済活性化支援機構法の改正により、新たにファンドに対するLP出資機能が追加された。地域の活性化に向けた取組みを支援するため、『『日本再興戦略』改訂2014』等にも掲げられている4類型のファンド(①地域ヘルスケア産業支援、②地域観光・まちづくり活性化、③早期経営改善等支援、④東日本大震災復興・成長支援)に対するLP出資の財源として、要求したもの。30年度に返還済。
計						

(※) 自己資金からの使用により、財投については不用扱い

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-28(政策8-施策①))

施策名	原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等		担当部局名	原子力政策担当室
施策の概要	原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内および国際社会への情報発信等を実施。		政策体系上の位置付け	科学技術・イノベーション政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	原子力委員会を定期的に開催し、原子力の研究、開発及び利用に関する政策等について企画、審議し、決定するとともに、国民や国際社会の理解の増進を図れるよう、原子力に関する活動の国内および国際社会への情報発信等を着実に実施する。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	原子力委員会は、我が国の原子力の研究開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るために内閣府に設置されている。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		—

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	原子力委員会Webサイトのアクセス件数(同一日における、同一端末からの複数アクセスは重複しない)	682,510	30年度	682,510	令和元年度	328,425	477,350	507,002	579,577	682,510	我が国の原子力利用に関する取組について、国内及び国際社会への情報発信により理解増進が進んだことを原子力委員会Webサイトのアクセス件数を前年度以上とすることを以って成果目標とする。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 原子力委員会の議事録公表数	48	43	46	39	44	Webサイトにおける、原子力委員会の議事録の公表を通じて、当該委員会の活動状況について情報発信を図っているため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 原子力政策の検討及び適切な情報発信等 (2001年度)	0038	111	123	124	129	・原子力の研究、開発及び利用に関する取組等について、Webサイトによる情報公開等を通じて広報・広聴を充実させる。 ・FNCA(アジア原子力協力フォーラム)やIAEA(国際原子力機関)総会などの国際会議を通じて我が国の原子力に関する活動の情報発信を実施する。
		102	109	122		
計		111	123	124	129	
		102	109	122		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-30(政策9-施策①))

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理		担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室
施策の概要	中国側と協議しながら、化学兵器禁止条約上の義務を履行するため、中国各地から発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、廃棄処理を行う。		政策体系上の位置付け	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実にを行う。		事後評価実施予定時期	令和5年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(1995年批准、1997年発効、以下:化学兵器禁止条約) 日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書(1999年署名) 日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の2012年4月29日の後の廃棄に関する覚書(2012年署名) 	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
定量的指標	① ハルバ嶺(吉林省)における遺棄化学兵器の廃棄数	-	-	30万~40万(累計)	令和4年	56	938	6,118	3,983	3,015	日中で合意し、化学兵器禁止機構(OPCW)に提出した廃棄計画において、ハルバ嶺における遺棄化学兵器(約30~40万発)の2022年中の廃棄完了を目指して最善の努力を払うとこととしていることから目標値として設定。
	② 移動式廃棄処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数	-	-	44,090	令和4年	430	752	266	0	0	日中で合意し、化学兵器禁止機構(OPCW)に提出した廃棄計画において、我が国は中国の保管庫に保管され、2016年12月31日現在で既にOPCWに申告された遺棄化学兵器(ACW)(ハルバ嶺に埋設され又は保管されているものを除く)(44,090発)について、できる限り2022年中の廃棄完了の目標を達成することを目指して最善の努力を払うと定めているところ、対象となるACWの数量及び廃棄完了の目標時期を目標値として設定。 (なお、年度ごとの実績値には、2016年12月31日より後にOPCWに申告されたACWも一部含まれる)
	③ 各地の発掘・回収の箇所数	-	-	5	令和元年度	4	4	3	8	8	平成30年12月の日中協議及び令和元年2月の日中間最終調整において、令和元年度の各地発掘・回収事業等に係る実施地点等が合意されたため、当該合意内容を測定指標、目標値として設定した。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 遺棄化学兵器廃棄処理事業経費(平成11年度)	0042	34,313 25,784	35,910 22,465	39,067 32,716	33,942	「化学兵器禁止条約」に基づき、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器の処理事業を着実に推進する。令和元年度においても吉林省敦化市ハルバ嶺のほか、中国各地で遺棄化学兵器の発掘・回収・保管を行う。また、吉林省敦化市ハルバ嶺における廃棄処理等を行う。
計		34,313 25,784	35,910 22,465	39,067 32,716	33,942	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-31(政策10-施策①))

施策名	防災に関する普及・啓発		担当部局名	政策統括官(防災担当)
施策の概要	国民の実践的な防災行動定着のため、知識だけでなく態度の「教育」、防災に関する「情報」の整理統合、「モチベーション(動機)」の向上のため取組等を実施する。 国、地方を通じ、防災についての経験ある職員の増加や、災害時における相互補完を目指し、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国、地方のネットワークを形成できる人」の育成を図る。		政策体系上の位置付け	防災政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、各種普及・啓発活動等を通じて、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上を目指す。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	防災基本計画 第1編 第4章ほか 「防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。」とされている。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 研修の総受講者数	-	-	1,400	令和元年度	1,252	1,270	1,498	1,456	1,602	国、地方のネットワークを形成する人材を目的とする事業であるため、研修の総受講者数を目標とするものである。
② 研修終了後に行われる学習到達度テストで80%以上の点数を得た人の割合	-	-	80%	令和元年度	49%	72%	82%	96%	97%	研修受講者の学習効果を確認するため、学習到達度テストの点数を目標とするものである。
③ ポータルサイト「TEAM防災ジャパン」の閲覧数	-	-	250,000	令和元年度	16,271	274,118	441,117	556,367	812,816	防災に関する有効的な情報と網羅的に閲覧することができるサイトの閲覧数を目標とするものである。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 国と地方の防災を担う人材の育成に係る経費(平成25年度)	0044	131	131	125	123	・国や地方公共団体等の職員に対して、有明の丘基幹的広域防災拠点の施設を活用した研修(年2回 1ヶ月程度)を実施。また、平成26年度からは、各地域(全国8ヶ所)に出張して研修を実施。 ・研修参加者が増えるよう、研修開催の早期案内等地方自治体に研修実施の一層の周知を行う。また、研修内容の見直しを行い、受講生の理解度が高まるように研修の充実を図る。
		122	117	114		
2 防災に関する普及・啓発に必要な経費(昭和57年度)	0043	458	409	402	397	災害予防に関する情報の発信、災害予防教育ツールの提供、人材交流・連携の実施
		488	407	394		
計		589	540	527	520	
		610	524	508		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-32(政策10-施策②))

施策名	国際防災協力の推進		担当部局名	政策統括官(防災担当)
施策の概要	2015年3月に仙台市で開催された、第3回国連防災世界会議で採択された、「仙台防災枠組2015-2030」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国籍防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図るため、我が国の仙台防災枠組の取組を共有するとともに、過去の災害から得られた経験・知見・技術を活かして、各国の防災実務者の能力強化を図り、仙台防災枠組の定着に資する国際防災協力について検討する。		政策体系上の位置付け	防災政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図る。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	<p>・「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)においては、「災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するため国際協力を積極的に推進」することとされている。さらに、防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日会議決定)においても、東日本大震災により得られた知見や教訓は諸外国に対して広く情報発信し、共有すべきであるとされている。</p> <p>・また、2015年3月の第3回国連防災世界会議で仙台防災枠組が採択されたことを受け、防災先進国・日本として、新たな防災枠組に基づく国際的な防災の取組の推進に貢献していく必要がある。</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・第189回国会におけ安倍内閣総理大臣施政方針演説「戦後70年の「積極的平和主義」」</p> <p>・第3回国連防災世界会議における総理ステートメント</p>	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠			
			基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度		28年度	29年度	30年度
①	アジア防災会議等の国際会議出席者に対する会議に対する満足度	-	平成28年度	60%	令和元年度	-	-	92.0%	93.0%	89.00%	アンケート等を活用できないかという有識者委員からのご意見も踏まえ、アジア防災会議等へ出席した防災担当実務者間の防災情報の共有による防災能力向上というアウトカムの達成状況を測るための目安として会議に対する満足度を測る。目標については、60%以上の達成度を目標とする。
2	「より良い復興」事例調査ページアクセス数	-	平成28年度	5,000回	令和元年度	-	-	4,884回	3,052回	4,661回	第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」で位置づけられた「より良い復興※」を世界各国に広く普及させるため、平成28年度より、新たにホームページを通じて、モデル的に示された「より良い復興」のノウハウや実施に当たっての留意点、その後の進捗の状況等を、継続的に紹介していく予定である。よって、本ページのアクセス数を国際社会と防災に関する情報共有をしたことの測定のための指標として設定する。令和元年度の目標については、平成30年度の実績を参考に、前年以上の達成度を得ることを目標値とする。 ※より良い復興とは災害の発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域作りを行うという考え方である。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 アジア防災センターにおけるカントリーレポートの更新	8	6	6	6	6	アジア防災センターにおいて情報更新を行っているカントリーレポートでは、アジア地域内各国の災害対応能力について把握を行っていることから、当該情報を更新することで、各国動向について適切に情報提供していることがわかる。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 国際防災協力の推進に必要な経費 (平成10年度)	0045	287	272	267	265	<ul style="list-style-type: none"> 国際防災協力推進に資する国際会議等への出席 我が国を含むアジア各国の合意により1998年に設置された、アジア防災センターを通じたアジア地域における災害対応能力向上に役立つ情報共有、人材育成等の実施 国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じた国際機関・地域機関の活動の支援等の実施 国内外における仙台防災枠組の普及・定着の推進
		229	231	259		
計		287	272	267	265	
		229	231	259		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-34(政策10-施策④))

施策名	地震対策等の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	
施策の概要	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。防災情報の収集・伝達機能を強化するため、総合防災情報システムによる防災情報の収集、SNSを活用した情報発信、収集の支援体制を確保する。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進	
施策の目標 (最終アウトカム)	近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めるため、地震対策等を検討するための大前提となる地震・津波の設定を行い、被害想定・対策の検討を行う。国の防災情報の収集機能を強化し、政府の災害対策能力の向上を図る。				事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)	
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、首都直下地震対策特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、活動火山対策特別措置法、津波対策の推進に関する法律			施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		第百九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説「安全・安心の確保」	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
定量的指標	1 総合防災情報システムの整備(システムへの情報登録の自動化が図られた分野の数)	7	平成23年度	15	令和4年度	10	10	10	10	13	総合防災情報システムと都道府県との接続及び他機関システムとの連携強化等を推進し、総合防災情報システムへの情報登録の自動化が図られた分野の拡大を図ることで、関係機関等との情報連携の迅速化を図っているため
	2 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定(策定率)	13%	平成24年度	100%	令和2年度	13%	14%	26%	44%	63%	火山災害による人的被害を減少させるためには、避難時期、避難対象地域、避難先、避難手段を具体的に定めた避難計画をあらかじめ作成することが重要であるため。(対象となる市町村数:155)
定性的指標	測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠
	③ 大規模地震・津波対策の推進	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	平成23年度	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の検討 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討 ・南海トラフ地震対策の見直し等に係る検討 ・首都直下地震緊急対策推進基本計画のフォローアップ	令和元年度	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の設定に向けた有識者会議の設置 ・南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の検討 ・首都直下地震対策に係る減災目標等の設定	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の設定に向けた検討 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討 ・熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の検討・とりまとめ	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の設定 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の検討 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討	・南海トラフ地震対策の見直し等に係る検討 ・南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応の検討・とりまとめ	

定性的指標	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠
	4 大規模水害対策の推進	関係行政機関等からなる大規模・広域避難の検討体制の構築	令和元年度	首都圏等では、大規模水害発生時に避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念されることから、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討を行っており、平成29年度末に報告書がとりまとめられたところ。平成30年度はその報告を踏まえ、実効性のある計画とするために行政機関等の連携した検討が必要な事項について、関係行政機関等で検討体制を構築し、検討を実施しており、令和元年度末までに検討結果を取りまとめることとしている。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 地震対策等の推進に必要な経費 (平成12年度)	0048	487	462	449	498	大規模地震災害対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討等を行っている。また、その成果を活用し、避難勧告等に関するガイドライン等の策定を行っている。
		464	454	449		
2 総合防災情報システムの整備経費 (平成7年度)	0049	223	532	1,311	290	総合防災情報システムと他省庁システムとの連携強化、システム搭載データ整備経費等
		147	531	727		
計		710	994	1,760	788	
		611	985	1,176		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-35(政策10-施策⑤))

施策名	防災行政の総合的推進	担当部局名	政策統括官(防災担当)
施策の概要	災害対策基本法に基づく防災基本計画に法令の改正等を踏まえた防災上の重要課題を的確に反映させるとともに、行政機関・企業の業務継続体制の確立を図る。	政策体系上の位置付け	防災政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、防災行政を総合的に推進する。 また、首都直下地震を始めとする大規模地震災害発生時における行政機関・企業の業務継続体制を確立する。	事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	災害対策基本法第3条において、国は、災害から国民の生命、財産等を守るため万全の措置を講ずる責務を有し、このため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本とするべき計画を作成し、これを実施することとされている。 また、国土強靱化基本計画において、行政機関・企業の業務継続について取り組みを進めるべきとされている。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	企業における事業継続の取組に関する実態調査(大企業:BCP策定率)	45.8%	平成23年度	ほぼ全て	令和2年度	—	60.4%	—	64.0%	—	「日本再生戦略」実行計画(工程表)(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに「大企業BCP策定率:ほぼ全て」を達成するとの目標が設定されたところ、当該目標を継承しつつ、引き続き取り組む必要があるため。目標年度における目標値に対して、基準年度における基準値から鑑み、妥当と考えられる当該値を目標とする。
②	企業における事業継続の取組に関する実態調査(中堅企業:BCP策定率)	20.8%	平成23年度	50%	令和2年度	—	29.9%	—	31.8%	—	「日本再生戦略」実行計画(工程表)(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに「中堅企業BCP策定率:50%」を達成するとの目標が設定されたところ、当該目標を継承しつつ、引き続き取り組む必要があるため。目標年度における目標値に対して、基準年度における基準値から鑑み、妥当と考えられる当該値を目標とする。
③	地方公共団体における業務継続計画の策定率(首都直下地震緊急対策区域内)	33%	平成25年度	100%	令和6年度	—	48%	55%	74%	90%	「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、業務継続計画の策定率100%(緊急対策区域の全ての地方公共団体)を目指すこととされているため。
④	地方公共団体における業務継続計画の策定率(南海トラフ地震防災対策推進地域内)	15%	平成25年度	100%	令和5年度	—	32%	39%	65%	83%	「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(平成26年3月28日中央防災会議決定)において、業務継続計画の策定率100%(推進地域の全地方公共団体)を目指すこととされているため。

参考指標	年度ごの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 被災者生活再建支援金補助金の交付金額	449百万円	1,296百万円	15,114百万円	12,042百万円	12,032百万円	「被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」という被災者生活再建支援法の目的を達するため、支出すべき国庫補助金の額が確定した段階において、適切に国庫負担金を執行することとしているため。
2 災害救助費等負担金の施行状況	341百万円	961百万円	74,466百万円	17,001百万円	16,369百万円	「被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」という災害救助法の目的を達するため、都道府県が同法に基づき実施した救助において発生した費用負担に対する、適正な国庫負担金の額が確定した段階において、適切に国庫負担金を執行することとしているため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画策定等検討経費(平成25年)	0053	90	61	82	70	具体計画に定めた、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保、支援物資の調達と輸送調整といった応急対策活動の一連の手順等について、実効性の観点から検証を行う。
		67	54	73		
2 災害救助等に要する経費(平成26年度)	0056	75,693	19,182	29,032	4,600	災害救助法の適用に関して都道府県に適切に助言を行うとともに、同法を適用して救助を実施した都道府県から支弁した経費の申請を受け、審査や精算監査等を実施し、必要な国庫負担金を支出する。 また、災害甲斐金の支給等に関する法律に基づき支給する災害甲斐金及び災害障害見舞金並びに同法に基づき貸し付ける災害援護貸付金のために必要となる国庫負担金の支出及び貸付原資の貸付けを行う。
		75,560	17,489	12,272		
3 防災計画等の推進経費(平成24年度)	0054	20	9	10	10	首都直下地震対策の推進を図るため、首都直下地震対策特別措置法に基づく各種計画の作成等に資する調査を行う。 南トラ地震対策の推進を図るため、南トラ地震対策特別措置法に基づく各種計画の作成等に資する調査を行う。
		29	9	6		
4 社会全体としての事業継続体制の構築推進経費(平成26年度)	0055	41	42	41	33	民間企業・団体の事業継続体制の構築の推進のため、BCPの策定状況に関する実態調査を行う。 併せて、自然災害により発生する民間企業の経済的な損失への備えを促進する。
		38	39	47		
計		75,824	19,285	29,155	4,713	
		75,665	17,582	12,398		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-36(政策11-施策①))

施策名	原子力防災対策の充実・強化		担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。		政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化
施策の目標 (最終アウトカム)	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地域原子力防災協議会での活動を通し、国と自治体が一体となって地域防災計画、避難計画の充実・強化を行うとともに、十分な計画の具体化が進んだ地域においては、それらを取りまとめた「地域の緊急時対応」について地域原子力防災協議会、原子力防災会議で確認、了承を行う。さらに、計画の策定後も原子力総合防災訓練や自治体の防災訓練を通して、計画の改善に努めていく。		事後評価実施予定時期	令和4年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号) 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第85条第6項 特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)第51条第7項第1号イ、第5号	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」(平成25年9月3日原子力防災 会議決定) ・「総理施政方針演説」(平成27年2月12日)(該当部分)「国が支援して、しっかりとした避難計画の整備を進めます」 ・「日本再興戦略改訂2016」(平成28年6月2日閣議決定) ・「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定) 	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
定量的指標	1 市町村の地域防災計画(原子力災害対策編)策定状況(福島県内を除く)	119市町村	25年度	122市町村	令和3年度	121市町村	121市町村	121市町村	121市町村	121市町村	121市町村(1月末現在)	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村(福島県内を除き122市町村)においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき地域防災計画・避難計画を策定する必要がある。これに関し、国として地域原子力防災協議会※の枠組みを通し積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の策定・見直しの件数は、原子力防災対策の進捗状況を示すものであることから、測定指標として適当である。なお、福島県内に関しては全住民が避難したままの自治体があることから、測定指標の基準値・目標値には含まないこととした。 ※内閣府が、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が所在する13地域ごとに、関係省庁、地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会を設置。
	市町村の避難計画策定状況(福島県内を除く)	71市町村	25年度	122市町村	令和3年度	83市町村	93市町村	98市町村	104市町村	104市町村(1月末現在)	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村(福島県内を除き122市町村)においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき地域防災計画・避難計画を策定する必要がある。これに関し、国として地域原子力防災協議会※の枠組みを通し積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の策定・見直しの件数は、原子力防災対策の進捗状況を示すものであることから、測定指標として適当である。なお、福島県内に関しては全住民が避難したままの自治体があることから、測定指標の基準値・目標値には含まないこととした。 ※内閣府が、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が所在する13地域ごとに、関係省庁、地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会を設置。	
	② 地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「地域の緊急時対応の確認、了承」の状況(確認・了承済み地域数)	計0地域	25年度	計8地域	令和3年度	計1地域(川内を了承)	計3地域(伊方、高浜を了承) ※伊方を改定	計5地域(泊、玄海を了承) ※伊方を改定	計6地域(大飯を了承) ※高浜、泊、川内を改定	計6地域 ※玄海を改定 (1月末現在)	防災基本計画において、「国、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認する」、 「内閣府は、原子力防災会議の了承を求めると、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告する」ものとされている。この原子力防災会議による了承の件数は各地域の緊急時対応のとりまとめの進捗状況を表しているため指標として適切である。新規地域の緊急時対応の確認・了承については、このほか、すでに確認・了承済みの緊急時対応の改定作業等もあり、それらを勘案し、目標値は、平成30年度実績値から2地域増の計8地域とした。	

測定制標	基準	目標			施策の進捗状況(実績)					測定制標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
3 地域原子力防災協議会が関わる総合的な原子力防災訓練の実施状況	実施	12年度	実施 令和3年度	実施 (志賀地域)	実施 (伊方地域)	実施 (泊地域)	実施 (玄海地域)	実施 (大飯地域・高浜地域)	原子力総合防災訓練は、原子力災害対策特別措置法に基づき、国や地方公共団体、事業者まで含めた総合的な訓練を行うことで、組織の対応能力の検証と向上を図るとともに、訓練結果の評価を通じて原子力災害対策マニュアル、地域防災計画等を検証・改善し実効性を高めることを目的としている。この訓練は毎年度特定の1地域で行っているが、これを継続して実施することは、PDCAサイクルを通し、原子力防災対策を充実・強化するために重要であるため。	

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(昭和55年度)	0058	11,958	10,324	9,955	12,363	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		8,266	9,450	9,282		
2 原子力施設等防災対策等交付金(平成24年度)	復興庁0017	64	69	482	0	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		64	66	189		
4 原子力災害対策事業(平成26年度)	0057	10,893	9,692	8,879	0	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		9,324	8,431	7,044		
5 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業(平成30年度)	0062	0	0	102	1,050	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		0	0	75		
6 地域防災計画関連調査委託費(平成27年度)	-	87	0	0	0	各地域防災計画(資料編)に掲載されている地域情報の収集・調査等を行い、関係省庁、自治体等で共有を行う。
		45	0	0		
7 原子力防災海外調査・国際協力事業等委託費(平成28年度)	-	50	30	0	0	海外制度の調査・研究、国際会議・セミナー等の開催を通して、IAEAの国際基準等や諸外国の制度・運用を把握し、オフサイトの原子力防災に係る取り組みの継続的な充実・改善を行う。
		25	16	0		
8 原子力防災基礎研修事業委託費(平成28年度)	-	169	169	0	0	原子力防災業務に従事する地方公共団体職員等の防災能力の向上を図り、地域原子力防災体制の強化を行う。
		153	154	0		
9 原子力防災体制等構築事業委託費(平成29年度)	0059	0	200	100	84	福島事故の反省を踏まえた緊急時体制の整備が進展する中で、全地域が共通的に抱える各種課題の改善策を講じ、実効性ある原子力防災体制を促進することにより、原子力災害対策地域において原子力災害から地域住民の安全・安心を確保するために地方公共団体が講じる防災体制の有効性を高める。
		0	46	60		
10 原子力防災研修事業等委託費(平成29年度)	0060	0	270	302	338	万が一の原子力災害時において、国や地方公共団体で中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進するための体制の整備を行う。
		0	230	290		
11 避難計画等改善プロセス構築委託費(平成29年度)	0061	0	30	30	30	立地道府県等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から教訓を抽出し、その教訓を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図ることとしている。本事業では、道府県において緊急時対応の一層の改善に向けた質の高い訓練を実施するため、訓練企画立案、運営及び評価体制の構築に向けた準備を行う。
		0	29	30		
計		23,221	20,784	19,850	13,865	
		17,877	18,422	16,970		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-37(政策11-施策②))

施策名	原子力被災者生活支援の推進		担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)
施策の概要	帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理などを行うことで、帰還困難区域の入域管理を行う。また、①帰還困難区域内の住宅、田畑、墓地等の維持管理などのために入域を希望する住民、②当該区域内の(広域的な)公共施設等の復旧や防災・防犯対策のために入域を希望する復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等を特定復興再生拠点の設定に対応しつつ行うとともに、当該区域の入域管理や避難指示対象住民をはじめとする被災者の生活再建に関する課題に関する調査・研究等を行う。		政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化
施策の目標 (最終アウトカム)	①帰還困難区域の住民のふるさとへの帰還意識の維持、②当該区域内の財物やインフラ等の最低限の維持管理、③他地域も便益を受けることのできる広域的な公共施設等の復旧等を促進することができる。この結果、帰還困難区域の将来の復旧復興を円滑に行える環境が整備されるだけでなく、(帰還困難区域内の広域的な公共施設の復旧等により)他地域の復旧復興の促進にもつながる。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域に関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域に関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)、原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理等の実施日数	365日	30年度	366	令和元年度	365	366	365	365	365	帰還困難区域は放射線量が高いため、厳格な入域管理が実施されること(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)となっているため。
2	入域を希望する住民、復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等の実施日数(うち住民等の一時立入り実施日数)	365日	30年度	366	令和元年度	365(208)	366(215)	365(217)	365(217)	365(225)	帰還困難区域は放射線量が高いため、厳格な入域管理とともに、退出時のスクリーニング実施など、被ばく管理等が実施されること(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)となっているため。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
内閣府で実施する住民 1 一時立入りによる立入り世帯数(累計)	21,943	18,938	18,478	17,242	18,520	本施策は帰還困難区域の厳格な入域管理や、入域を希望する住民等の安全な入域を確保するために必要な被ばく管理を行うことが目的として実施しており、参考指標までであるが、実際に本施策を利用した住民の世帯数の実績を記載する。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等(平成25年度)	復興庁0018	4,166 3,394	6,064 3,416	5,633 3,965	5,772	帰還困難区域の境界に設置しているバリケードの維持管理などの、帰還困難区域の入域管理を行う。また、①帰還困難区域内の住宅、田畑、墓地等の維持管理などのために入域を希望する住民、②当該区域内の(広域的な)公共施設等の復旧や防災・防犯対策のために入域を希望する復旧作業員、消防官・警察官等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理を行う。
計		4,166 3,394	6,064 3,416	5,633 3,965	5,772	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-42(政策13-施策④))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等		担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。		政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の推薦数	54件	平成19年度	50件	令和元年度	33件	23件	33件	29件	33件	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰は、高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインの効果的かつ総合的に推進する観点から、その顕著な功績が又は功労があった者に対して表彰を行い、その優れた取組を広く普及させることとしている。 その普及状況を測定するために、表彰によりバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進への機運が高まることにより、更なる推薦につながっているかを図ることとし、平成19年度の水準である50件を目標値とする。
2 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する検証(ホームページのアクセス数)	19,545件	平成26年度	20,000件以上	令和元年度	19,545件	15,912件	14,888件	14,215件	15,874件	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のため、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、その優れた取組をHP等により広く普及させるとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査を実施し、広く国民に情報提供をしており、その効果を測定するために、ホームページのアクセス数で検証するものとする。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 建築物のバリアフリー化が進んだと思う人の割合	53.6%	42.7%	39.6%	40.0%	40.3%	調査報告等を作成するうえでは、施策の方向性等に留意しつつ、調査の有用性や活用状況をホームページのアクセス数などにより検証し、次年度以降の調査に反映する。
2 バリアフリーの認知度	94.1%	93.6%	92.0%	95.7%	95.2%	国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにすることが必要とあることから、バリアフリーの認知度を参考指標とする。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策推進経費 (平成14年度)	0101	5	4	4	4	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の実施とともに、受賞事例について、ホームページ上での公表及び事例集の作成・配布を行い、この分野に関する優れた事例を広く周知することにより、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図り、社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に寄与。
		2	2	2		
計		5	4	4	4	
		2	2	2		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-44(政策13-施策⑥))

施策名	交通安全対策の総合的推進		担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定)では、平成28年度から令和2年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力で推進する。また、内閣府においては、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。		政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	第10次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。		事後評価実施予定時期	令和3年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	第10次交通安全基本計画	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
			目標年度	令和2年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 第10次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ①24時間死者数 ②死傷者数	①4,117人 ②670,140人 (平成27年中)	平成27年度	①2,500人以下 ②50万人以下 (令和2年中)	令和2年度	平成26年中 ①4,113人 ②715,487人	平成27年中 ①4,117人 ②670,140人	平成28年中 ①3,904人 ②662,757人	平成29年中 ①3,694人 ②584,544人	平成30年中 ①3,532人 ②529,378人	政府が実施すべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として決定(中央交通安全対策会議)された第10次交通安全基本計画に「道路交通の安全についての目標」が掲げられており、同目標を測定指標とすることとした。
2 80歳以上の高齢運転者による交通事故防止についての目標 ・年間の80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数	約270人 (平成26年から平成28年の平均値)	平成28年度	200人 (令和2年中、ただし、平成29年中は250人)	令和2年度	-	-	-	平成29年中 242人	平成30年中 266人	平成28年11月に開催された関係閣僚会議における総理大臣の指示を受け、平成29年7月7日に交通対策本部において決定された「高齢運転者による交通事故防止について」において、80歳以上の高齢運転者による交通事故防止に関する目標が掲げられており、同目標を測定指標とすることとした。
3 春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合	集計前	平成30年度	70%	令和2年度	41.2%	43.6%	46.0%	44.7%	39.40%	国民の意識調査で、全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人が高い割合を示すことで、内閣府の施策が国民の交通安全意識向上に効果を挙げていることが裏付けられるため。
4 自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	集計前	平成30年度	90%	令和2年度	81.1%	77.7%	79.3%	76.7%	72.80%	国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人」の割合が高い割合を示すことで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 交通安全基本計画の推進		-	-	-	-	第10次交通安全基本計画に掲げられている、高齢者及び子どもの安全確保、歩行者及び自転車の安全確保、生活道路における安全確保などを重点とした交通安全思想の普及徹底等の交通安全施策を推進。
2 交通安全対策推進経費 (昭和45年度)	0103	75 67	83 68	89 78	86	交通安全対策推進経費は、交通安全対策調査研究等経費、交通安全対策人材育成等経費、交通安全対策理解促進経費からなり、これら各種交通安全施策を実施するもの。
計		75 67	83 68	89 78	86	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-49(政策14-施策③))

施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業		担当部局名	男女共同参画局
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩みを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、相談者の気持ちに寄り添いながら話を聞き、相談者が抱える不安や悩みを整理し、必要に応じて支援の窓口を紹介することにより、相談者を必要な相談・支援につなげることを目的に、地方公共団体と協力して女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や面接相談等を行い、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。		政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進
施策の目標 (最終アウトカム)	女性に対する暴力の根絶に資するため、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)において相談しやすい体制等の整備を図る。また、各県における地元行政機関の相談機能の向上を図る。 ※ 岩手県及び宮城県においては、平成30年度末をもって本事業を終了。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)第7分野1イ「相談しやすい体制等の整備」	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	被災県の要望に応じた人材育成研修等の実施割合	—	—	100%	令和元年度	100%	100%	100%	100%	100%	対応困難な相談事例に基づくスーパービジョン(専門性の高い全国からの派遣相談員による個別具体的なアドバイス)及び相談対応の基盤強化を目的とした講座を実施し、相談体制の充実を図る。平成30年度実績(実施回数/実施要望のあった回数):17回/17回(平成30年12月末現在)
2	地元行政機関相談機能向上研修の募集定員に対する参加者割合	—	—	100%	令和元年度	-	58%	92%	100%	100%	本事業終了後を見据え、平成27年度より被災3県において、地元行政機関の相談機能回復を図るための研修を実施してきたところ、2019年度以降は福島県において相談機能を更に向上するための研修を実施する。支援のつなぎ先として多職種連携の必要があることから、より多くの参加者割合を目指す。
3	地元行政機関相談機能向上研修参加者における満足度	—	—	95%	令和元年度	-	91%	91%	90%	93%	行政機関における相談員の対応力向上と、相談員のニーズに即した研修プログラムを実施する必要があることから設定。研修参加者全員に対して「受講者アンケート」を実施し、研修内容についての満足度を把握する。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 臨時相談窓口における電話相談件数	1,556件	1,343件	1,215件	1,039件	1,033件	相談件数は、被災地での相談ニーズを表す指標の一つであるため。 ※岩手県及び宮城県における電話相談については、平成25年度末に対応を終了した。
2 臨時相談窓口における面接相談件数	588件	459件	293件	231件	7件	相談件数は、被災地での相談ニーズを表す指標の一つであるため。 ※岩手県及び宮城県における面接相談については、平成29年度末に対応を終了した。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業(平成24年度)	復興庁0019	50	35	22	16	・福島県に臨時相談窓口を開設し、地方公共団体・民間団体と協力して、フリーコールによる電話相談を受け付ける。また、面接相談及びグループ活動を実施することにより、被災地の女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。 ・福島県における相談対応の充実を図るため、行政機関の相談機能向上に資する研修及びスーパービジョン等を実施する。
		40	31	17		
計		50	35	22	16	
		40	31	17		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-50(政策15-施策①))

施策名	食品健康影響評価技術研究の推進		担当部局名	食品安全委員会事務局
施策の概要	食品健康影響評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う提案公募型の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。		政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保
施策の目標 (最終アウトカム)	信頼性の高いリスク評価の効率的・効率的な実施を促進する。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第16条及び同法第23条第1項第6号	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第197回国会 宮腰大臣所信表明 関係部分(抜粋)「食品の安全性の確保のため、国内の制度改正も踏まえ、新たな評価方法を確立する等、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、その評価結果についてリスクコミュニケーションを実施してまいります。」	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年	目標値	目標年	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
①	評価基準、ガイドライン、リスク評価書の作成等に研究成果が引用された課題の割合(研究終了後2年時点までの課題を対象とする)(%) ※1 研究終了後2年を過ぎた後活用された課題も含めた割合。	7%	平成27年	30%	令和元年度	42% [50%]※1	31%	29%	—	—	効率的なリスク評価を行うためには、研究の結果、リスク評価に資するガイドライン・評価基準、リスク評価書の作成等へ活用されることが望ましいことから、研究成果が引用された割合を指標とすることが適当。その割合を大きく向上させる観点から、これまで通り30%を目標として設定。なお、研究課題は、研究終了次年度の事後評価を経てから活用されるものが多いことから、研究終了後2年間に活用された課題数を計上している。
2	国内外の学術誌に掲載された論文数(研究終了後2年時点までの課題を対象とする) (1課題あたり平均) ※2 研究開始後2年を過ぎたあとに掲載された論文数も含めた値。	1.8	平成27年	2.7	令和元年度	1.6 [2.5]※2	1.5 [2.2]	2.2	—	—	信頼性の高いリスク評価を行うためには、その手法が国内外で広く知られていることが望ましいため、研究結果に基づき、国内・国外で学術誌に掲載された論文の数を指標とすることが適当。その数を向上させる観点から、令和元年度には基準値の50%増を目標として設定。なお、論文については研究終了後2年以降に掲載されるものも多いが、基準値及び目標値設定の観点から、研究終了後2年間に掲載された論文数を計上している。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 食品健康影響評価技術の研究に必要な経費 (平成17年度)	0114	194	177	183	193	今後概ね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な研究・調査について、目標及び目標達成に向けた方策(道筋)等を内容とする「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成26年12月全部改定)に沿って、リスク評価の適切な実施に資する研究を実施する。
		184	173	175		
計		194	177	183	193	
		184	173	175		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-51(政策15-施策②))

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進		担当部局名	食品安全委員会事務局
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、ホームページ、パンフレット、各種意見交換会等を通じ、関係者間での情報・意見の共有や交換を行うことにより、食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。		政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保
施策の目標 (最終アウトカム)	食品安全委員会が行うリスク評価の内容等に関する理解の増進を図り、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。		事後評価実施予定時期	令和4年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第13条及び同法第24条第1項第7号	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第197回特別会における宮腰内閣府特命担当大臣発言(内閣委員会) ・年月日:平成30年11月7日 ・関係部分(抜粋):「食品安全については、食品の安全性の確保のため、国内の制度改正も踏まえ、新たな評価方法を確立する等、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、その評価結果についてリスクコミュニケーションを実施してまいります。」 	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠			
			基準年度	目標値	目標年度						
					26年度	27年度	28年度		29年度	30年度	
①	食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会等への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	88.7%	平成25年度～平成27年度平均	基準値より増	令和元年度～令和3年度3年平均	87.4%	92.7%	95.6%	92.7%	98.2%	平成25年度から27年度に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で88.7%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、「食品安全に関する基礎的考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が3年平均で基準値を上回ることを目標値として設定。
2	当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数	255千件	平成24年度～平成30年度の7中5	基準値より増	令和元年度～令和3年度3年平均	296千件	233千件	272千件	233千件	237千件	リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、ホームページの閲覧者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、ホームページの閲覧件数が3年平均で基準値の件数を上回ることを目標値として設定。(なお、ホームページの閲覧数は、大きな事件の有無により大きく変動することから、7中5(直近7ヶ年のアクセス数のうち最高・最低を除く5ヶ年平均)の数字を基準値として採用した。)なお、政府共通プラットフォームへの移行に伴い、平成28年度よりアクセス数集計方法が変更になったため、基準値及び実績値の各数値については新しいアクセス数集計方法による数値を記載。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 リスクコミュニケーション 実施経費 (平成15年度)	0115	25	28	29	29	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについて、より一層きめ細かく促進するために、以下の取組を実施する。 ・意見交換会について、地方公共団体や消費者団体等と連携を図りながら、適切な企画・設計を行い、意見交換会において食品健康影響評価の内容等について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、参加者の理解を増進させる。 ・ホームページに関し、食品安全委員会の活動等に関する情報を迅速に掲載するとともに、閲覧者の関心に配慮した魅力あるコンテンツとすることで、ホームページの閲覧数を増加させる。
		17	20	18		
計		25	28	29	29	
		17	20	18		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-52(政策16-施策①))

施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施		担当部局名	公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。		政策体系上の位置付け	公益法人制度の適正な運営の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号)	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第197回衆・参内閣委員会において、片山さつき国務大臣から、公益法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に向けて支援するなど、公益活動の活性化に尽力していく旨の発言あり	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 税額控除対象法人の法人数	1015 (注)	30年度	対前年度比 増	令和元年度	902	949	988	1012	1015 (注)	<p>○公益法人が公益活動を行うためには、当該法人の財政基盤が確立されていることが重要であり、当該基盤の重要な要素の一つとして国民からの寄附がある。そのため、公益法人の活動の健全な発展を促進するためには、公益法人が寄附を集めやすい環境整備が必要である。</p> <p>○この環境整備として、公益法人に対する寄附金についての税額控除制度の活用が考えられる。税額控除対象法人として行政庁の証明を受けた法人に寄附をした個人は、自身の所得税について、所得控除又は税額控除を選択して適用することができる。税額控除は、幅広い所得層の寄附者にとって所得控除よりも優遇が大きいと、今まで寄附をしていなかった新規寄附者の開拓による寄附者数の増加が期待できる。</p> <p>○このことから、税額控除対象法人の法人数を測定指標として掲げることとする。</p> <p>○平成23年に当該制度が導入されて5年以上が経過し、現実に、既に税額控除対象法人となっても、税額控除証明の有効期間(5年間)が終了した後、有効期間切れの不知等により新たな証明の申請を行っていない法人も存在することから、適切な制度周知により有効期限切れによる税額控除対象法人の減少を防ぎ、さらに新規の税額控除対象法人を引き続き増加させていくこととして、目標を「対前年度比増」と設定する。</p> <p>○なお、この税額控除制度については、平成28年度税制改正により、税額控除対象法人となるためのPST要件が一部緩和されたものの、「公益法人の寄附金収入に関する実態調査」(平成29年1月～2月実施)の結果、PST要件の一部緩和について「知っている」と回答した公益法人は30.2%にとどまっていたことから、新規の税額控除対象法人の増加に向けては、特に、緩和されたPST要件の説明に重点を置いて周知を行ってまいりたい。</p> <p>(注) 税額控除対象法人数の各年度の実績値は、公益認定等総合情報システムを用いて各年度末の数値を算出している。平成30年度においては、当該システムの改修があった影響で、平成30年度末の数値が算出できないため、内閣府が公表した「公益法人に関する概況」における税額控除対象法人数(平成30年12月1日時点)を記載している。なお、平成29年度における12月1日時点の税額控除対象法人数は1004となっている。</p>

<p>2 公益認定等総合情報システムについての満足度</p>	<p>・使いやすい 9.76% ・普通 49.38% ・使いにくい 40.86%</p>	<p>28年度</p>	<p>「使いやすい」と回答した割合: 「使いにくい」と回答した割合以上</p>	<p>令和元年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>・使いやすい 9.76% ・普通 49.38% ・使いにくい 40.86%</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>○公益認定等総合情報システム(申請者による書類の提出や、行政庁における業務処理をオンラインで実施することを可能としたシステム)は、運用開始から10年が経過し、 ・電子申請の利用者から「使いにくい」との問合せが多くなっていること ・法人の新制度施行による移行申請業務が終了し、システム利用者(行政庁職員)から、法人の監督に必要な機能(立入検査実績管理、進捗管理機能の充実等)の新たなニーズや機能拡充が求められていること 等のさまざまな問題点が生じており、全面的なシステム改善が強く求められている。 ○そのため、平成30年度に利便性向上のためにシステムの改修を行った。 ○目標については、平成28年度に現行システムの満足度調査を行っており、システム改修後の令和元年度に改めて満足度調査を行い、満足度(利便性)比率の比較で「使いやすい」と回答した者の割合が、「使いにくい」と回答した者の割合以上になることを目標とする。</p>
<p>3 「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の実施回数</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>検討中</p>	<p>令和元年度</p>	<p>15</p>	<p>18</p>	<p>18</p>	<p>16</p>	<p>13</p>	<p>○公益法人に対する国民の理解と信頼をより増進するためには、広報誌の発行やホームページ、メールマガジン等の各種発信手段を用いて公益法人に関する情報提供を行うとともに、公益法人等に対して、相談会やセミナーを実施する等適切な制度の周知等を行っていくことが必要である。 ○目標については、これまでの参加法人数等を勘案し、法人が参加しやすい開催地域・時期を考慮し設定する予定。</p>
<p>4 「テーマ別セミナー」の実施回数</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>検討中</p>	<p>令和元年度</p>	<p>4</p>	<p>4</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	<p>○公益法人に対する国民の理解と信頼をより増進するためには、広報誌の発行やホームページ、メールマガジン等の各種発信手段を用いて公益法人に関する情報提供を行うとともに、公益法人等に対して、相談会やセミナーを実施する等適切な制度の周知等を行っていくことが必要である。 ○テーマ別セミナーは公益法人の運営全般の中から公益法人の関心が高いテーマを取り上げて適時開催するものであり、目標については、これまでの開催実績等を踏まえて決定する予定。</p>

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 公益法人への寄附金総額	1,817億円	2,214億円	2,099億円	3,009億円	2811億円	公益法人の寄附集めの状況を把握するため(測定指標1関係)
2 HP「公益法人information」へのアクセス数	3,951,674件	3,049,136件	2,459,412件	2,177,331件	1,988,707件 (注)	公益法人に関し、国民に対する情報提供についての状況を把握するため(測定指標2～4関係) ※数値は「公益法人information」トップページへのアクセス数 (注)平成30年度のHPページのアクセス数は、平成30年12月に公益認定等総合情報システム改修があったため、12月中のアクセス数を除いた数値。
3 「内閣府公益法人メールマガジン」の登録者数	—	—	16032	16191	14401	公益法人に関し、国民及び法人に対する情報提供についての状況を把握するため(測定指標3、4関係)
4 「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の参加法人数	449法人	405法人	397法人	437法人	321法人	公益法人に関し、法人に対する情報提供についての状況を把握するため(測定指標3関係)
5 「テーマ別セミナー」の参加法人数	1,173法人	659法人	373法人	363法人	305法人	公益法人に関し、法人に対する情報提供についての状況を把握するため(測定指標4関係)
6 立入検査の実施件数	553件	764件	633件	697件	670件	公益法人に関し、法人に対する監督についての状況を把握するため
7 報告徴収の件数	39件	24件	14件	24件	24件	公益法人に関し、法人に対する監督についての状況を把握するため
8 内閣府が認定を行った公益法人数(括弧内は全公益法人数)	2,334 (9,300)	2,372 (9,397)	2,410 (9,458)	2,440 (9,493)	2,485 (9,561)	各測定指標の算定基礎となる公益法人数を把握するため(測定指標1～4関係) ※公益法人数の実績値は、内閣府が公表した「公益法人に関する概況」における数値(それぞれ当該年度の12月1日時点)

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 公益法人制度の適正な運営の推進に必要な経費 (平成26年度)	0116	117 100	363 352	260 247	157	○ホームページ「公益法人information」を通じた情報発信 ・法人データベース、法人活動事例紹介 等 ・法人運営の参考となる情報、監督に関する情報提供 等 ・申請書の記載例 等 ○定期刊行の広報誌「公益認定等委員会だより」、パンフレット「民間が支える社会を目指して」の発行など各種媒体の活用 ○内閣府職員による窓口相談、民間の専門家を活用した法人向け相談会、法人を対象とした内閣府職員によるセミナー等の法人支援 ○監督のための職員による公益法人への立入検査 ※予算額は、「公益認定等総合情報システム」の運用経費を含む。
計		117 100	363 352	260 247	157	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-53(政策17-施策①))

施策名	経済社会活動の総合的研究		担当部局名	経済社会総合研究所
施策の概要	内部部局との連携を図りつつ、計量モデル等の分析ツールの開発、経済理論等を用いた政策分析、GDP統計の改善に関する研究等統計改革への対応、景気指標の作成などを行う。また、内外の研究機関との共同研究を実施するなど、専門的研究の深化と普及に貢献する。		政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。		事後評価実施予定時期	令和3年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第5号	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	景気指標に関するHPへのアクセス件数	725845	27~29年度3年平均	基準値以上	平成30~令和2年度3年平均	474,585	661,382	804,763	711,390	588,446	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。
②	ESRI Discussion Paper等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	25870	27~29年度3年平均	基準値以上	平成30~令和2年度3年平均	38,114	27,895	15,967	33,749	20,116	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 発表論文数	24	27	43	50	15	測定指標2の対象となる成果物の数量を説明するものであるため。但し、公表時とアクセス時点は異なることに留意が必要である。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 経済社会活動の総合的研究に必要な経費	0117	406	390	478	450	経済活動及び社会活動についての経済理論等を用いた研究を行い、ESRI Discussion Paperや景気指標等の形で政策の企画立案・推進を支援するとともに、HP等を通じて国民への情報提供を行う。
		275	288	400		
計		406	390	478	450	
		275	288	400		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-54(政策17-施策②))

施策名	国民経済計算		担当部局名	経済社会総合研究所
施策の概要	国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体会託調査を実施している。		政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年次推計を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行う。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第6号	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	「公的統計の品質保証に関するガイドライン」における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。	100%	23年度	100%	令和元年度	100%	100%	100%	100%	100%	「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、平成23年4月8日改定)により、①統計を事前の公表予定どおりに公表すること、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表することについて、公表を予定していた統計等の数に対する予定通り公表した統計等の数の割合を100%とすることを目標値として設定。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 国民経済計算に必要な 経費 (13年度)	0118	229 144	243 159	172 152	187	国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体会託調査を実施している。
計		229 144	243 159	172 152	187	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-55(政策17-施策③))

施策名	人材育成、能力開発		担当部局名	経済社会総合研究所
施策の概要	計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施		政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。		事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第56号	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		—

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	研修に対する受講者アンケートの満足度	87.4%	平成28年度	87.8%以上	令和元年度	90.3%	88.2%	87.4%	87.8%	88.2%	理由:各研修において受講者の87.8%以上の満足度を得られれば、当該研修の目標は達成されたと判断できるため。 根拠:基準年度(平成28年度)から平成30年度までの満足度の平均を目標値に設定。
2	分析技能の習得・向上を図る研修での習熟度	9.1点 /10点満点	平成26年度	8.7以上	令和元年度	9.1	9.5	8.1	8.1	8.7	理由:Excel技能研修等の分析技能の習得・向上を図る研修において、研修終了時にレベルチェックを実施し、研修での分析技能の習得度を測り、一定のレベルアップが見られれば、当該研修の目標は達成されたと判断できるため。 根拠:基準年度(平成26年度)から平成30年度までの習熟度の平均を目標値に設定。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 測定指標1に係る研修受講者数	342	312	492	558	502	理由:事業の全体像(B/C等)を把握するため。
2 測定指標2に係る研修受講者数	167	147	317	326	269	注)2は1の内数。人事課共催の各種セミナーや当初計画になく実施した研修は測定指標の対象としていないため、1は事業全体としての実績と一致しない。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 経済研究所運営に必要な経費 (平成12年度)	0119	12 5	10 4	10 7	10	各府省の職員に対する計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施。
計		12 5	10 4	10 7	10	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-56(政策18-施策①))

施策名	迎賓施設の適切な運営	担当部局名	迎賓館
施策の概要	国の迎賓施設として、海外の賓客に対し安全・快適な施設の提供が出来るよう迎賓施設の管理・運営を行う。 また、「迎賓館の公開・開放」は安倍内閣の掲げる重要施策である「観光先進国」のうち、「公的施設の公開・開放」においてシンボリックの意味合いを持つことから観光の呼び水としての役割を果たすため、接遇に支障のない範囲で可能な限り通年での一般公開を実施するとともに、ユニークベニューとしての活用を図る「特別開館」を実施する。	政策体系上の位置付け	迎賓施設の適切な運営
施策の目標 (最終アウトカム)	「観光先進国」実現のため、迎賓館の「一般公開」及び「特別開館」を実施し、迎賓施設への理解を促進する。	事後評価実施予定時期	令和2年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	「迎賓館の運営大綱について」(昭和49年7月9日 閣議了解) 「京都迎賓館の使用について」(平成17年3月16日 内閣総理大臣決定) 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 観光立国推進基本計画(平成29年3月28日 閣議決定)	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 迎賓館赤坂離宮の一般公開における一日当たり参観者数の平均	1891	平成30年度	基準値の維持	令和元年度	—	—	4,092	2,220	1891	平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。平成28年4月より、通年公開を開始。接遇及び特別開館との兼ね合いから公開可能日数が変化することから、前年度(平成30年度)に引き続き、一日当たり参観者数の平均を測定指標とし、前年度(平成30年度)の数値を基準値として設定した。
② 京都迎賓館の一般公開における一日当たり参観者数の平均	[自由参観方式] 480 [ガイドツアー方式] 279	平成30年度	基準値の維持	令和元年度	—	—	[自由参観方式] 1,064 [ガイドツアー方式] 615	[自由参観方式] 748 [ガイドツアー方式] 405	[自由参観方式] 480 [ガイドツアー方式] 279	平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。平成28年7月より、通年公開を開始。接遇及び特別開館との兼ね合いから公開可能日数が変化することから、前年度(平成30年度)に引き続き、一日当たり参観者数の平均を測定指標とし、前年度(平成30年度)の数値を基準値として設定した。
3 迎賓館赤坂離宮一般公開における参観者のうち、アンケートで「やや不満、不満」と答えた人の割合	1.9%	平成30年度	10%以下	令和元年度	—	—	2.8%	2.9%	1.90%	平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。平成28年4月より、通年公開を開始されたことから、アンケートを実施し、公開の実施方法等の分析を行うことがより良い一般公開の運営につながると考えられることから当該測定指標を設定した。
4 京都迎賓館一般公開における参観者のうち、アンケートで「やや不満、不満」と答えた人の割合	2.8%	平成30年度	10%以下	令和元年度	—	—	4.2%	3.6%	2.80%	平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。平成28年7月より、通年公開を開始されたことから、アンケートを実施し、公開の実施方法等の分析を行うことがより良い一般公開の運営につながると考えられることから当該測定指標を設定した。
5 特別開館HPの閲覧数	163,000	平成30年度	前年度以上	令和元年度	—	—	60,100	36,992	163,000	平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。「開放」にあたる「特別開館」は国有財産の積極的利用にあたることから、「特別開館」に対する周知度を測定する為に当該測定指標を設定した。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 迎賓館赤坂離宮の一般公開HPの閲覧数	—	360,000	5,100,000	1,600,000	2,580,000	迎賓館赤坂離宮は一般公開を通年で実施しており、その周知度を測る参考指標の一つとしてHPの閲覧数を選定した。
2 京都迎賓館の一般公開HPの閲覧数	—	5,750	1,020,000	589,000	606,000	京都迎賓館は一般公開を通年で実施しており、その周知度を測る参考指標の一つとしてHPの閲覧数を選定した。
3 「接遇」に関するHPの閲覧数	4,000	2,500	3,400	1,360	175,000	迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館で実施する「一般公開」は「接遇」の理解促進を図ることが一つの目的であるため、当該参考指標を選定した。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 赤坂迎賓館参観経費 (平成28年度)	0120	883	937	846	822	通年での一般公開を開始した平成28年度に比べ参観者数が落ち着き、かつ、参観実施日数を増加させた平成29年度に引き続き、国費等の接遇等に支障のない限り通年での一般公開を実施する。
		732	853	687		
2 京都迎賓館参観経費 (平成28年度)	0121	259	285	298	279	通年での一般公開を開始した平成28年度に比べ参観者数が落ち着き、かつ、参観実施日数を増加させた平成29年度に引き続き、国費等の接遇等に支障のない限り通年での一般公開を実施する。
		120	238	282		
計		1,142	1,222	1,144	1,101	
		852	1,091	969		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-58(政策20-施策①))

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進		担当部局名	北方対策本部
施策の概要	国民世論の啓発等を通じて返還に向けた環境整備に取り組み、外交交渉を後押しする。		政策体系上の位置付け	北方領土問題の解決の促進
施策の目標 (最終アウトカム)	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。特に若年層の理解と関心を高める。		事後評価実施予定時期	令和5年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	元島民の方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の理解と関心を得て、国民運動としての返還要求運動の活性化を図ることが求められている。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	ロシアとは、国民同士、互いの信頼と友情を深め、領土問題を解決して、平和条約を締結する。戦後七十年以上残されてきた、この課題について、次の世代に先送りすることなく、必ずや終止符を打つ、との強い意志を、プーチン大統領と共有しました。首脳間の深い信頼関係の上に、一九五六年宣言を基礎として、交渉を加速してまいります。(令和元年1月28日第198回国会安倍内閣総理大臣施政方針演説)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
						① 北方領土問題対策協会HPのアクセス件数	250,068件	30年度	前年度比増	令和4年度	
2 都道府県啓発イベントにおける参加者数、作品応募者数	令和元年度の数値を基準値とする	令和元年度	前年度比増	令和4年度	-	-	-	-	-	国民一般に対する参加型啓発イベントへの参加者数及び北方領土問題に関するスピーチコンテスト、標語等の応募者数は、北方領土問題への関心度を図る一助になると考えられるため。	

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 全国北方領土啓発イベント来場者数(1日あたり)	994人	955人	1,158人	1,443人	2,116人	国民一般、特に若年層への関心喚起・情報発信も念頭に、(独)北方領土問題対策協会が実施する啓発イベントへの参加者数の状況は、返還要求運動への参加状況を把握するための参考となると考えるため。
2 公立高校入試において北方領土に関する問題を出題した都道府県の数	7	8	5	6	8	都道府県別公立高校入試においての出題は、若年層への理解を促進するためのアプローチの一つと考えるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 北方領土返還要求運動推進等経費(昭和43年度)	0124	75 65	73 50	72 55	74	北方領土問題の解決の促進に向けた施策の企画立案を担う内閣府、その施策の実施機関である(独)北方領土問題対策協会において、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の方々の援護など返還に向けた環境整備に必要な事業、調査研究等を行っている。令和元年度予算においては、次世代啓発の強化、北方領土隣接地域への訪問客拡大、修学旅行誘致、四島交流事業の安定的実施に重点化している。
2 独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金(平成15年度)	0173	1,210 1,210	1,236 1,236	1,322 1,322	1,321	
計		1,285 1,275	1,309 1,286	1,394 1,377	1,395	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-60(政策21-施策②))

施策名	子ども・子育て家庭生活安定化等の推進		担当部局名	子ども・子育て本部
施策の概要	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給する。		政策体系上の位置付け	子ども・子育て支援の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	児童手当法第1条に規定されている。	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		—

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月から支給された者の割合(サンプル調査)	95%	26年度	95%以上	毎年度	95%	96%	97%	97%	99%	児童手当は請求した月の翌月分から支給するものである。子どもが生まれた場合は、生まれた月又は出生日の翌日から起算して15日以内に請求すれば、出生月の翌月分から支給される。逆に当該期間を過ぎてから請求した場合は、請求した月の翌月からの支給となり、本来受け取れたはずの月分の手当が受け取れなくなる。 このため、行政は受給資格者に対して、受給事由が生じた際は速やかに認定請求していただくよう勧奨することが肝要であり、出生による新規請求者が確実に出生月の翌月分から支給されているかを把握することが政策効果を検証するうえで妥当である。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 児童手当等交付金に必要な経費 (昭和46年度)	0127	1,415,471	1,400,678	1,379,547	1,348,808	児童を養育している者に児童手当を支給する。 【支給額】 ①所得制限額未満である者 3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 月額10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額15,000円 中学生 月額10,000円 ②所得制限額以上である者(特例給付) 月額5,000円 ※ 所得制限額は、960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定し、平成24年6月分から適用。
計		1,415,471	1,400,678	1,379,547	1,348,808	
		1,369,886	1,352,118	1,331,428		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-64(政策23-施策①))

施策名	国際平和協力業務等の推進		担当部局名	国際平和協力本部事務局
施策の概要	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。		政策体系上の位置付け	国際平和協力業務等の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	国際平和協力法第1条において、同法の目的として、国際平和協力業務等の実施により、「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」が規定されている。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)(抜粋) 4 より良い世界への挑戦 (世界の中心で輝く日本) 本年から、日本は、安全保障理事会の非常任理事国の重責を担います。国連改革を推し進め、世界の平和と安定にしっかりと責任を果たしてまいります。</p> <p>第70回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説(平成27年9月29日)(抜粋) カンボジアや東ティモールで、日本は外交努力、PKO派遣、その後長年にわたる支援に力を尽くしてまいりました。(中略)そして日本自身がこの先PKOにもっと幅広く貢献することができるよう、最近、法制度を整えました。(中略)この強みをもって、私たちは、国連を強くしたいと思っています。</p> <p>第2回PKOサミット 安倍総理スピーチ(平成27年9月28日)(抜粋) 国連平和活動が情勢の変化に対応して結果を出すために、変革は不可欠な視点であり、国連平和活動に貢献している加盟国が直視すべき課題であると認識しています。この観点から、日本は着実に努力し、一層貢献することをお約束いたします。</p>	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定性的指標	測定指標	基準	目標		施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
①	国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	肯定評価	平成19年度	肯定評価 令和元年度	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	国際平和協力業務等において、国内や国連・現地政府等の評価が、国際平和協力法第1条に規定する「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る大きな目安になるため。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 国連等の要請に対する我が国の派遣先・物資協力の件数	・南スーダン国際平和協力業務	・南スーダン国際平和協力業務	・南スーダン国際平和協力業務	・南スーダン国際平和協力業務 ・国連南スーダン共和国ミッションへの物資協力(第3回)	・南スーダン国際平和協力業務	国際平和協力業務等において、国連等の要請に対する我が国の派遣先・物資協力の件数が、国際平和協力法第1条に規定する「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る参考となるため。

施策に関する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 国際平和協力隊の派遣等経費(平成4年度)	0131	118 106	121 78	133 81	178	国際連合の要請等に基づき、国際平和協力業務を実施するため、国際連合平和維持活動等に参加する国際平和協力隊員の派遣等を行う。
2 国際平和協力のための人材育成経費(平成17年度)	0132	34 24	47 19	46 23	47	既に国際平和協力の現場で活動し、同分野における知見を有する者を対象として、公募を実施し、選考を行ったうえで国際平和協力研究員を採用。国際平和協力分野に関する調査・研究活動のほか、研究員各自の専門性を発揮しつつ各種事務局業務に従事させることにより、総合的な能力向上・人材育成を図るとともに、事務局機能の強化を図る。
3 人道救援物資備蓄経費(平成9年度)	0133	198 104	184 59	168 59	117	国際連合等の要請に基づき、人道的な国際救援活動に係る物資協力を迅速に実施するため、基本的な人道救援物資の備蓄を行う。
計		350 234	352 156	347 163	342	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-65(政策24-施策①))

施策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	担当部局名	日本学術会議事務局
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。	政策体系上の位置付け	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
施策の目標 (最終アウトカム)	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。	事後評価実施予定時期	令和3年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	日本学術会議法第2条、第3条	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度		目標年度		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
			基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
①	学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	85%	-	85%以上	令和元年度	95%	87%	88%	88%	88%	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。	
②	地区会議公開講演会の来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	85%	-	85%以上	令和元年度	87%	87%	84%	85%	90%	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。	

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催回数	10回	9回	11回	6回	9回	日本学術会議の国際活動のうち、共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催は活動の一つの柱であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、会議の開催回数を掲げた。
2 学術フォーラムの開催回数	17回	8回	6回	6回	5回	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。
3 地区会議公開講演会の開催回数	8回	8回	8回	8回	9回	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動(昭和23年度)	0134	206	195	204	202	各国アカデミーとの交流や国際学術機関への対応を行い、国際的な場面での我が国の科学者の立場の表明や、世界の科学・技術の潮流に接する機会を持つことによって、我が国の科学者の地位向上や、学術分野における国際社会で我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、寄与している。
		193	180	188		
2 科学の役割についての普及・啓発(昭和61年度)	0135	3	3	4	4	日本学術会議会員等による講演・パネルディスカッションを内容とする学術フォーラムを開催することにより、学術成果の国民への還元を図っている。
		3	3	3		
3 科学者間ネットワークの構築(昭和24年度)	0136	8	8	8	8	全国7ブロックで地区会議を開催し、その中で行われる地区会議公開講演会を通じて日本学術会議が集積した研究成果や学術情報の提供を行うとともに、地域の科学者との意見交換の場を設けることで、科学者間ネットワークの構築に寄与している。
		7	6	6		
計		217	206	216	214	
		203	189	198		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府1-66(政策25-施策①))

施策名	民間人材登用等の推進		担当部局名	官民人材交流センター
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員が培った能力や経験を、退職後に社会全体で活かすため、国家公務員に対する公正・透明な再就職支援の仕組みを新たに構築する。 ・早期退職募集制度の施行に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、官民の人材交流の実施に関する情報提供や制度等に関する広報・啓発活動を実施する。 		政策体系上の位置付け	官民人材交流センターの適切な運営
施策の目標 (最終アウトカム)	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員に対する企業・団体等の求人情報や、再就職を希望する国家公務員の求職者情報を収集し、相互に提供する(求人・求職者情報提供事業)ことにより、自主的な求職活動を支援する。 ・早期退職募集制度の施行に伴い、透明性の高い形で民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・民間企業等を対象とする説明会の開催等により、官民人事交流制度の認知度を向上させ官民人事交流を実施又は検討する企業等を増加させる。 		事後評価実施予定時期	令和4年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定) ・「採用昇任等基本方針」(平成26年6月24日閣議決定) ・「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」(平成26年6月24日内閣総理大臣決定) 	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 求人・求職者情報提供事業により再就職した件数	-	-	900件	令和3年度	-	-	-	-	-	求人・求職者情報提供事業は令和元年2月から情報提供を開始するため、実績値が無く、目標値のみを設定する。 目標値900件は、令和3年度の予想求職登録者数6,000人とし、うち退職希望時期をかなり先とする者が相当数登録するものと想定されることを踏まえ、就職率を15%として設定する。 なお、新規事業のため想定した指標値が大幅に変動するおそれがあり、この場合は目標値を見直す。
2 民間委託による再就職決定率(再就職者数/支援人数)	69.6%	27年度・28年度	85.0%	令和3年度	71.4%	63.6%	75.5%	81.70%	87.1%(*)	再就職支援については、早期退職を希望し応募認定退職をする者が対象となり、民間の再就職支援会社に業務を委託するものであるため、委託会社に状況確認・指導をするなどし、実効性の高いものにしていく必要があることから、再就職決定率を測定指標とする。 直近2ヶ年度(平成27・28年度)分の実績値及び基準値(平成27・28年度の実績値の平均)を勘案し、また、平成25年度以降、再就職決定率が順調に推移しているとみられることから、平成29年度の実績値(81.7%)より高い値である85.0%を目標値とする。 (*)再就職支援を継続中の利用者があるため、暫定値
③ 新たに官民人事交流を開始した企業等数	44社	28・29年	基準値以上	令和2・令和3年平均	50社	44社	52社	36社	41社	官民人事交流制度が広く普及することが広報・啓発活動の目的であることを踏まえ、新たに官民人事交流を実施する企業等の数を測定指標とする。また、中長期的視点に立って広報・啓発活動を行っていることから、直近2年間の平均を目標値とする。
4 説明会アンケートにおいて、官民人事交流を実施又は検討したいとした出席者の割合	91.7%	29・30年度	基準値以上	令和3年度	81.2%	82.0%	92.2%	90.7%	92.6%	官民人事交流制度の周知及び理解等を目的とした説明会の効果を図る観点から、説明会出席者に対して行ったアンケート結果より、交流の実施に前向きな回答があった割合を指標とし、過去2年間の実績値平均を基準値(目標値)と設定する。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 再就職者数及び再就職支援人数	25人/35人	28人/44人	40人/53人	58人/71人	54人(*)/62人	施策の利用者等を示すアウトプット指標。 (*)再就職支援を継続中の利用者があるため、暫定値

施策に関連する事業 (開始年度)	令和元年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 令和元年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援経費 (平成25年度)	0137	55	65	78	20	早期退職希望者の募集に応募して応募認定退職をする者を対象として、官民人材交流センターが契約した民間の再就職支援会社に再就職支援業務を委託することにより、国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。
		15	28	22		
計		55	65	78	20	
		15	28	22		

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府1-〇(政策〇-施策〇))

政策名						
施策名						
達成すべき目標						
施策の概要	【施策の概要】					
	【令和元年度に実施した具体的取組】					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況	当初予算(a)				
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
	合計(a+b+c)		0	0	0	
執行額						
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの実績値				達成状況	
定量的指標	□	1.(指標の名称)		〇年度	〇年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】							
定性的指標	□	2.(指標の名称)		基準	目標	施策の進捗状況(実績)				達成状況	
				〇年度	〇年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】							

参考指標	1.(指標の名称)	実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)
		(判断根拠)
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】
		【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】
次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】	
	【次期の測定指標の考え方について】	
	【根拠とした統計・データ等】	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名		政策評価実施時期	
-------	--	----------	--

総合評価方式により政策評価を実施する令和元年度実施施策

テーマ(総合評価の単位)	政策番号-施策番号	施策名	政策評価実施予定時期
対日直接投資の推進	3-②	対日直接投資の推進	令和3年度中
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用	3-⑦	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用	法附則第9条に規定された法の規定の検討等と同時期
地方分権改革に関する施策の推進	5-①	地方分権改革に関する施策の推進	令和6年度
科学技術イノベーション創造の推進	7-②	科学技術イノベーション創造の推進	令和5年度
災害復旧・復興に関する施策の推進	9-③	災害復旧・復興に関する施策の推進	令和4年度
沖縄政策の推進(沖縄振興基本方針)	11-①	沖縄政策に関する施策の推進	令和4年4月以降
子ども・若者育成支援施策の総合的推進	12-①	子ども・若者育成支援の総合的推進	令和2年中
青少年インターネット環境整備の総合的推進	12-②	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)	令和3年中
高齢社会対策の総合的推進	12-③	高齢社会対策の総合的推進	令和3年中
障害者施策の総合的推進	12-⑤	障害者施策の総合的推進	令和5年中
子どもの貧困対策の総合的推進	12-⑦	子どもの貧困対策の総合的推進	令和6年中
青年国際交流の推進	12-⑧	青年国際交流の推進	令和5年度中
男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進	13-①	男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進	令和3年度(予定)
仕事と生活の調和の推進	13-②	仕事と生活の調和の推進	令和3年度中
宇宙開発利用に関する施策の推進	18-①	宇宙開発利用の推進	令和2年度
子ども・子育て支援の推進	20-①	子ども・子育て支援の推進	令和2年中
	20-③	特定教育・保育施設等利用の推進	
	20-④	地域における子ども・子育て支援対策の推進	
有人国境離島政策の推進	21-①	有人国境離島政策の推進	令和9年度中